

Title	源順論
Sub Title	
Author	保坂, 三郎(Hosaka, Saburo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1942
Jtitle	史学 Vol.20, No.4 (1942. 6) ,p.57(543)- 134(620)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿繪:源順雙六盤の歌二種
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19420600-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

源順論

保坂三郎

はしかき

源順は延喜十一年（西紀九一一年）に生れ永觀元年（西紀九八三年）に卒したのであつた。この七十三年間は平安中期の初めに當り、藤原氏極盛への準備期であつた。さればこの期間は政治史的にも文藝史的にも極めて多彩な時代である。その間にあつて順は第一流の學者・文人・歌人として當時にあつても重要な位置を占めてゐたのであつた。殊に勳子内親王の御爲に『和名類聚抄』を撰し奉り、又勅を奉じて『萬葉集』の修撰をなし、『後撰和歌集』の撰集をする等、梨壺の五人の一人として輝しき存在を世に示したのである。されば彼は日本文藝史上に動かす可からざる位置を占めてゐる。しかるにその七十三年間各方面に亙る業績に對して綜合的に研究されたものは無いやうである。云ふ迄もなく『和名抄』なり『後撰集』なりに關する研究は相當に進むで居るが、その間に何等かの連絡を考へやうとするのが本稿の目

的の一つであり、又それ等を通して順と云ふ人間を考へてみやうとするのがもう一つの目的である。その爲順の詩文等も検討する必要を生じたのであるが、その結果今迄全く國文學の分野では利用されなかつた史料をも見出し得るに至り、聊か検討のかひありしことを密に喜んでゐる。以下次の數項に分けて稿を進めて行く。

- 一 和名類聚抄について
- 二 萬葉集の修撰
- 三 後撰和歌集の撰集
- 四 順の詩歌について
- イ、詩文 ロ、和歌
- 五 小 結
- 六 政治史的背景
- 七 むすび
- 附載一 萬葉集修撰に關する文獻の抄出
- 後撰和歌集撰集
- 二 後撰和歌集に入れる萬葉集の歌の抄出
- 三 拾遺和歌集に入れる萬葉集の歌の抄出
- 四 桂宮舊藏萬葉集の抄出

一 和名類聚抄について

順の不朽の著『和名類聚抄』は國語國文のみならず、古來あらゆる方面に於て引用利用されては居るものゝ、総合的な研究は掖齋が『箋註倭名類聚抄』を著して以來新しい資料の加はれる今日に於いてもみる可きものがない。卷數の差異についても大體は十卷本が原本であり、二十卷本はそれを増補改修したものであるやうには云はるゝが、高山寺本（現保阪潤治氏藏）の複製本の解説者の如きは未だ

といふ態度を持して居られる。それ程根本的な問題も解決されてゐないのである。私は本書の細部にわたつては他日稿を改めて愚考を述べたいと思ふものであるが、ここに順の作品の一として、取り上げて簡単に管見を述べてみたい。

史料篇に考證せる如く（史學二十ノ二）、この書は醍醐天皇の第四皇女勤子内親王の令旨を承つて順が撰んで奉つたものであり、少くとも承平五年の秋頃迄には完成してゐたことが推定出来るものである。しかし順がこの時奉つた本が現在世に傳はる十卷本なりや廿卷本なりやに關しては異説のある處である。山田孝雄博士は（國語學史要四二頁）

二十卷本はそれ（十卷本）を増補改修してしかも完全にその功を畢へない點の存するものであることは疑が無い。

と述べて居られる。これは流布本の二十卷本をみれば誰しも肯けることであると思ふ。そして私には高山寺本に於いてはその感が一層深い様に考へられる。特に「墻壁具第百卅九」の最後の「白土」の條の末に、「已見天地水土類」とあるが、これは十卷本であるならば「天地水土類」中に重出してゐるのであるから、これでよいが、廿卷本に於いては十卷本の「天地部第一」と「地部第二」とに分れて居り、且「白土」は「地部」の「塵土類第八」中に重出してゐるのであつて、那波本にある如く「已見地部塵土類」となければならぬ。高山寺本の解説者は異同の著しきものを掲げて居らるゝにも

かゝはらず、この處は如何なる理由か注意を向けてゐない。この事實は十卷本の完成せし後に到り廿卷本を増補改修した痕を留めてゐる最も重要な點であつて、看過すべきではなからうと私は信ずる。又若し順にして十卷本を改修増補する意志があつたとするならば、承平五年以後五十年間も生き永らへ、しかも晩年散班に居ること十年にも及びしに、完全にその功を畢へないといふことは考へにくい。

又彼は四十一歳の時萬葉集の修撰の事業にもたづさはつた經驗も有し、其の他の彼の閱歷を考へるならば、彼にして増補改修せしものならば、その部分も少し充實してゐなければなるまい。椋齋は校例提要に

其二十卷本、多於十卷本者、時令、樂曲、湯藥、官職、國郡、殿舎凡六部、時令一部、訓注全缺、樂曲、湯藥、倭名所無、至官職國郡、殿舎諸名、自是皇國制度雖載訓辭、叵云倭名、皆書中所不應有

と指摘してゐるが、「其二十卷本多於十卷本」部分を特に注意するに、元來『和名抄』は抽象的なるものを取扱つてゐるにも關らず、この部分のみは殆んど具體的な事實を記してゐる。此處に於いて私は順の弟子源爲憲が天祿元年十二月廿七日に撰した『口遊』を想記せざるを得ない。即『口遊』の性質と「多於十卷本者」とは性質が同じであつて、殆んど合致する條もある位である。されば二十卷本は『和名抄』本來の型を逸脱せるものと云ふ可く、「多於十卷本」部分は察するに『口遊』なり或は又同じ類の書によつて増補せられたるものと私は考へたい。

ここに興味ある事は行成の日記なる『權記』の寛弘八年十一月廿日の條に

良經來請和名類聚抄四帖、口遊一卷、自臨故兼明皇子書二卷、皆與之(以下略)

とみゆる事實である。即當時にあつてこの兩書相扶けてその存在を意義あらしめてゐるやうに考へられるのである。以上の諸點から私は高山寺本の解説者の廿卷本を「原本にあらずとは言ふべからず」とさるる説には讚成致し難い。

扱『和名抄』をみるに既にその頃出來てゐた『祕府略』のやうに引用せる文獻の取扱ひ方が系統的ではない。中には今日の我々の智識からするとその文獻が甚だ奇怪に感ぜられ、銜つてゐるやうにも思はれるものもある。しかしこれは『辨色立成』・『楊氏漢語抄』・「其餘『漢語抄』」・『和名本草』・『日本紀私記』等によるところが多く、書名を擧げてあるものでも原本によらぬものも多かつたのではあるまいか。

更に憶測をたくましくするならば、記紀の割註や『靈異記』の各縁末毎に附されてゐる註の様なものも拾ひ集め、部類わけしたのも多かつたのではなからうか。又部類の立て方はそのもとは支那にありとは云へ、當時「あめつち」の歌が一般に行はれたこと等を考へるならば、日本人なりに消化し得たものとも認む可く、又現存する資料をみるに、其の頃までにかゝる部類を立て、編した辭書類はないから『和名抄』に於いて初めて試みた企であつたやうに考へられる。さりとせばそれだけ苦心も要したであらう。既述せる如く順の年齢廿一歳乃至廿五歳の編纂になるものであることを我々は銘記しなければなら

ない。山田博士は和名抄に關し其の著『國語學史要』中に

抑も、本書の編纂は何を目的としたものであるかといへば、その序文に示す通り、本來國語を解決することを目的としたものでは無くて、個々の漢語に該當する適切な國語を示さうとしたものであるから、漢語を本位としたことは勿論であるが、從來多くの漢語抄が和名を注しつゝ漢語抄と云つたに對して、大體同じ性質のものを見ゆる本書が倭名鈔と名づくるに至つたといふことは重點を國語に置いたことを示すもので國民が國語に對しての自覺の進んだことを證するものといふべきである。

と述べて居られるが、私もかゝる意義に於いては丁度この書と略時を同じうして書かれた『土佐日記』と共に日本文化史上に見逃さる可き事ではなからうと信ずる。そしてこれは寛平六年の遣唐使の發遣停止・延喜五年の『古今和歌集』の撰集・天曆五年の『萬葉集』の修撰・『後撰和歌集』の撰集等と共に『源氏物語』によつて最高潮に達した國文全盛時代への魁である。

附 記 一

次に『高山寺本』中『十卷本』・『版本』と比較して注目す可き條を二三附記する。(〔箋〕は箋註・〔高〕は高山寺本・〔版〕は版本)

(〔箋〕樓閣 四聲字苑云今謂臺上構屋爲樓 音婁辨色立成 云多賀度能

野王案閣 音各今案俗謂朱 重門複道也 雀門爲重閣是

(〔高〕樓閣 考聲字苑云今謂臺上構屋爲樓 音婁辨色立成 云太加度能

野王案閣 音各今案 謂朱 重門複道也 雀音門爲重閣是

(〔高〕樓 四聲字苑云今謂臺上構屋爲樓 音婁辨色立成 〔樓名附出〕 云太加止乃

(〔版〕樓 辨色立成云 太加一云 和名 〔樓名附出〕 止乃 一云 呂

『十卷本』に「樓」なる條なし。『版本』に「樓閣」の條なし。『高山寺本』の「樓」の條は「樓閣」の條の前半と合致す。恐らく「樓閣」の條を「樓」と「閣」の二條に分けんとせるに非ざるか。

(箋) 鷓尾 唐令云宮殿皆四阿施鷓尾辨色立成云 久都賀太

(版) 鷓尾 (同右)

(高) 鴻尾 唐令云宮殿皆四阿施鴻尾辨色立成 久都加太

炙穀子曰漢柏梁殿災越巫獻術取鴻魚尾置於殿上以樓厭之今以瓦爲之

(箋) 臺 爾雅注云臺徒來友 宇天奈積土爲之所以觀望也尙書注土高曰臺有樹曰榭和名 宇天奈

(高) 臺榭 爾雅注云徒來反 積土爲之所以觀望也尙書注云土高曰臺有樹曰榭

臺者徒來反榭音謝和名字豆奈

(版) 臺榭 尙書注云土高曰臺有樹曰榭上音徒來反下音謝和名字 天奈

(參考) 箋註 下總本單引爾雅注、廣本單引尙書注、山田本伊勢本昌平本曲直瀬本兩引與舊同疑本單引爾雅注後校者傍記廣本之異傳寫遂羈入也和名復出可以證不兩引當從下總本刪正

(箋) 櫓 唐韻云、櫓音魯內典云却敵樓櫓 夜久良舟具作櫓 城上守禦樓也

(高) 櫓 唐韻云、櫓音魯今案舟具之櫓宜作櫓見舟具櫓 謂夜久良涅槃經云却敵樓櫓等是也 城上守 禦樓也

(版) 櫓 唐韻云魯反今案舟具之櫓和名 櫓見舟具之讀城上守禦樓 古之 夜久良

シ	フ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
シ レ レ レ	フ フ フ フ フ 禾	ラ ラ ラ ラ ラ	ヤ ヤ ヤ ヤ ヤ	マ マ マ マ ア	ハ ハ ハ ハ ハ	ナ ナ ナ	タ タ タ タ タ	サ サ サ サ サ	カ カ カ カ カ	ア ア ア ア ア
	ホ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
	井 井	リ リ リ リ リ		ミ ミ ミ ミ ミ	ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ	ニ ニ ニ	チ チ チ チ チ	シ シ シ シ シ	キ キ キ キ キ	イ イ イ イ イ
		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
		ル	ユ ユ ユ	ム ム ム ム ム	フ フ		ツ ツ ツ ツ ツ	ス ス ス ス ス	ク ク ク ク ク	ウ ウ ウ ウ ウ
		レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
		レ レ レ			ヘ ヘ ヘ ヘ ヘ	ネ 子	テ 子	セ セ セ セ	ケ ケ ケ ケ ケ	エ エ エ
		ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
		ロ ロ ロ	ヨ ヨ ヨ	モ 毛	ホ ホ ホ	ノ ノ ノ ノ ノ	ト ト ト	ソ ソ ソ	コ コ コ コ コ	オ オ オ

表體字名假抄名和本寺山高

〔附記二〕

右圖は高山寺本和名抄の假名字體を表示したものである。これによつても餘り時代の古い寫本とは思はれない。

〔註一〕

此處に「其餘『漢語抄』といふのは『楊氏漢語抄』に非ざる『漢語抄』である。『和名抄』の序にはこの區別を明かにしてゐる。即辨色立成十有八章、與楊家說名異實同、編錄之間頗有長短、其餘漢語抄不和何人撰、世謂之甲書或呼爲業書（中略）。

又其所撰錄名音義不見浮僞相交。

遂用修撰或漢語抄之文或流俗人之說先舉本文正說附出於其注、若本文未詳、則直舉辨色立成楊氏漢語抄日本紀和記、

適可決其疑辨色立成楊氏漢語抄

養老所傳楊說總十部

等である。又本文各條に引用するに當つても『楊氏漢語抄』と『漢語抄』とは明に區別してある。決して『楊氏漢語抄』の略稱が『漢語抄』なのではない。略稱する時には女貞（卷十）の條の如く「楊氏抄云」の如き記述によつてゐるのである。然るに金築新藏氏は『國語と國文學』第八十七號（昭和六年七月號）に『漢語抄』並に「辨色立成」考なる論文中に於いて、これ等の序の文は引用して居らるゝにも拘はらず、この兩書の區別をされてゐない。そして

「其餘漢語抄不知何人撰」又「養老所傳楊說」とあるのを見れば、既に其の時代に何人の撰であるか判然しなかつたのである。

と述べて居られるが、『楊氏漢語抄』の方は楊氏の養老年間の撰であることが明白である。又

世間に遍く傳つて居ても随分と如何はしい説も載録してあつたのではなからうか。

と述べて居られるが、『楊氏漢語抄』に對しては序文中に「適、可決其疑者辨色立成、楊氏漢語抄」とあるから、『漢語抄』の方には浮僞相交つてゐたであらうが、『楊氏抄』の方は少くとも源順は權威を認めてゐたと考へねば全く序文の前後の理論は通らないのである。この處を全く金築氏は失してゐる。従つて氏が抄出された和名にもその區別がない。即三十八語を例擧されて居られるがその内二十個條は『漢語抄』の條であり、残りの十八個條が『楊氏抄』の條である。即「楸」「火田」「磯道」「鰐」

「駿馬」「鐵驃馬」「穂」「稗米」「泛子」「杖」「捲」「耐酒」「麥李」「鯉魚」「脣」「龜」「鱗」「林」「柞」「楡」等は前者に屬すものである。

二 萬葉集の修撰

天曆五年勅によつて『萬葉集』の修撰が源順等によつて爲されたことは、日本の文化史上に重要な意義を有するものであると私は考へるものであるが、近年『萬葉集』の研究が極めて盛なるにもかゝらず、あまり顧みられてゐない。一體この書が現在の様な形にまとめられたのは何時頃であつたかも古來議論のある所である。しかし私は富永半次郎氏が『古今和歌集』の序に「ならの御時」とあることと、「か」としよりこのかたとしはもゝとせあまり、世はとつぎになむなりける」とあることを指摘されて、『古今集』の撰進された醍醐天皇から平城天皇まで丁度十代、延喜五年（西紀九〇五年）から平城天皇御即位の大同年（西紀八〇六年）まで百年であることからその成立を平城天皇の御宇に推定されたこと（註三）に従ふものである。

扱『源順集』によれば

天曆五年宣旨ありてやまとうたをえらふところなしつほにおかせ給古萬葉集よみときえらはしめ給なりめしおかれたるは河内掾清原元輔近江掾紀時文讚岐掾大中臣能宣學生源順御書所預坂上茂樹を

也藏人左近衛少將藤原朝臣伊尹をそのところの別當にさためさせたまふ（以下略・作品四・五・六参照）とある。又西本願寺本能宣集には明記はないが次の如き和歌がある。

なしつほに和哥えらふとてこれかれはへるにかたはらなる内侍のつほねより藤花をものよりうちこしてはへりしかはなをあらしとて

うしろめたするのまつ山いかならんまかきのしまをこゆるふちなみ（西本願寺本能宣集）

ここに特によみときとあることを我々は注意しなければならぬ。即これは萬葉集が當時既に如何によみにくくなつてゐたかを示すことでもある。『古今集』卷十八文屋有季の歌に

貞觀御時（清和天皇西紀八五八―八七六）萬葉集はいつはかりほとにつくれるそとはせ給ければよみてたて

まつりける

神な月しくれふりおけるならのはのナニオフミヤノのみやこのふる事そこれ

とあるのをみれば貞觀頃に既にその歴史的沿革が不明になつてゐたことが察せられるが、それより更に約百年の後天曆頃に修撰を必要とする程萬葉集がよめなくなつてゐたことは寧ろ當然と云ふ可きであらうか。史料篇に示す如くこの時の奉行文（作品五）も禁制文（作品六）も兩つながら順の作るところであつた。前者は和歌所別當に對する優遇の詔命であり、後者は和歌所へ他人の立ち入つて修撰の業を妨ぐる事を禁せられた簡文である。如何にこの事業に心を入れさせ給ひしかは想像に餘ある所である。然しな

がら此の時如何なる程度に萬葉集をよみときえらびしか、又如何なる形式をとりしか今察す可くもない。『萬葉集』と一概に云つても極めて永い時代に互る歌謠が収載されて居り、その記録法も餘り進むでなかつた時代のものもあるから、順の頃に何の不思議もなくよめたものもあらうが、又かなり難解になつてゐたものもあらう。しかし今残存する文獻からはその程度は知ることが出来ない。唯此處に参考になるものは『萬葉集』中に収載されてゐるもので『後撰集』や『拾遺集』『古今六帖』等にも撰ばれてゐる者であらう。これとても撰者のよつた『萬葉集』が今傳はる『萬葉集』とどんな關係にあるか明かでない、又撰する場合に添削のやうなことも行はれたのではないかと思はれるから、當時の『萬葉集』の解讀の程度を知る上には何處まであてになるかわからない。その點では一時代後の寫本ながら桂宮舊藏『萬葉集』の方が、原文を擧げ、それに讀みを假名で附してあるから、或は當時のよみを知る上に、兩和歌集よりも参考になる様にも思はれる。(附載二・三・四は参考にする爲に各集中より數首選び比較したものである。)

又仙覺の萬葉集奥書には「古老之説有相違歟後賢勘之」と記してゐる。(附載一参照)されば鎌倉初期には順等の修撰の際とりし形式は明確にはわからなかつたのである。唯俊成の古來風躰抄に

源順むねと才智ある物にかく和してなむつねのかなをばつけはじめたりける。それよりのちなん、いまは女なども見ることにはなれるなるべし。

とあることや、仙覺の文永二年本萬葉集奥書に「道風手跡本假名別書之」(附載一参照)とあること等によ

つて桂萬葉の様な様式に書き改めたのではないかと私には感ぜられる。同奥書中には「其後開古老傳説云、天曆御宇源順勅宣、令付假名於漢字之傍畢」ともあるが、かゝる形式は寧ろその研究過程と云ふ可きものではあるまいか。後世かゝる形式が行はるゝに到りし所以は、仙覺の寛元本奥書（附載一参照）に指摘するやうな理由ではあるまいか。

以上の私の説を裏書きする様な文献がある。それは權記長保三年五月廿八日の記事である。即

故民部卿在世日被送續紙一卷、請書古萬葉集、仍書之、雖經數年、不知誰人之料、箱底塵埋、令左兵衛佐能通朝臣尋之、前備前介中清朝臣女子料也云々、仍付送之

とある。故民部卿とは長徳二年三月廿八日に薨じたる藤原文範を云へるものである。この記事より長保頃女子の料に古萬葉集の用ゐられたことが知られるのであるが、然る可き爲には少くとも草假名書きのもの、存在が考慮せられねばならぬ。さりとせば現存遺品の状態から桂萬葉の様な様式を想像す可きであらうと私は考へるのである。そして何故かゝる様式が權威を持つに至つたかといふならば、それこそ萬葉集修撰の際とりし形式であつたからであるかと考へる可きではなからうか。よい加減な鑑定ではあらうが、桂萬葉の筆者を順となす説の據りどころも或は其處ら邊にあるかも知れぬ。かゝる形式のものを順の筆となす傳へが何時の頃か何處かに残つてゐた爲であるかも知れない。その點では貫之筆となす傳へよりいくらか根據があるやうに思はれる。

以上述べ來りしことは又假名發達の歴史の上からも肯定出来る。よつて此處に順の時代が假名發達の歴史の上からは如何なる時代であるかを一應考へる必要がある。

先づ第一に當時の假名といふ文字の用法を調べてみる。

(一) 『西宮記』卷十一「讀日本紀事」中の「講日本紀博士例」の條(訂故實叢書本 第二卷二七頁)

元慶六年右大臣宣、奉講博士伊豫介善淵愛成、序者大内記菅野惟肖、未得解由者得土倉云々、「前三河守菅野高松、其詞」

日本紀竟宴各分史、得土倉阿珂古「辨」 前參河守菅野高松

土倉能綱尼駕々令流鷹狎野繫絆手無解由、哥體大略如此、堪事者獻二首、若長哥、作序體、宛如史家講書件年式部卿親王、太政大臣等被出和哥也、自餘體縣是可知、書哥體用假名字云々、

尙卷十五講日本紀博士等例の條にも殆んど同文が重出してゐる。(故實叢書本二七一頁)處が肝心な末尾の「書體用假名字云々」の八字が無く、元慶六年の下が「右大臣宣、奉勸講之、例以假名字書詠句、」となつてゐる。(後述山田孝雄博士の論考中には後者を引用されて居る)

(二) 和名類聚抄序

遂用修撰、或漢語抄之文或流俗人之說、先舉本文、正說各附出於其注、若本文未詳、則直舉辨色立成楊氏漢語抄、日本紀私紀、或舉類聚國史萬葉集三代式等所用之假字、水獸有葦鹿之名、山鳥有稻負之號、野草之中女郎花、海苔之屬於期菜等是也、至如於期菜者所謂六書法其五曰假借本無其字依聲託事者乎、

(三) 口遊(天祿元年十二月廿七日西紀九七〇年)

太爲爾伊天奈徒武和禮遠會幾美女須土安佐利口比由久世末之呂乃字知惠倍留古良毛波保世與衣不彌加計奴謂之借名文字
今案世俗誦阿米都千係之會、里女之訛說也、此誦爲勝

(四) 圓融院扇合(天祿四年六月十六日西紀九三七年)

(イ) ひとかさねはくさのかたをぬひたり。それをまたかなにかけろ。

(ロ) 沈のほねにくちばのおり物を張りて、それに例の扇の歌かやうに、かなにおりつけたり。

(ハ) 又白がねを沈のかたに色どりて、二藍のすそごなるうすものよかさねて、まながなにて織りつけたり。

(この圓融院扇合は新校群書類従の解説者は或る年の六月十六日圓融院の催された扇合の記である。)と述べてゐるが、文中に「内大臣兼通」とあるを以て或る年とは天祿四年(天延元年)であることがわかる。それは兼通が内大臣に任ぜられたのは天祿三年十一月廿七日であり、翌々年天延二年二月廿八日には太政大臣に任ぜられてゐる。よつて内大臣にて六月のありしは天祿四年の一年のみであるからである。

(五) 御堂關白記長保六年十月十八日の條(西紀一〇〇四年)

右大辨借借名本七卷道風二卷

(六) 權記寛弘六年三月四日の條(西紀一〇〇九年)

左衛門督被參四條宮有送物、道風假字本二卷裏白薄物以白組結也

(七) 源氏物語(梅枝の卷)

よろづの事、昔には劣りざまに淺くなりゆく世の末なれど、かなのみなむ今の世はいと際なくなりたる。舊き跡は、定まれるやうにはあれど、廣き心ゆたかならず、一筋にかよひてなむありける。妙にかしき事は、とよりてこそ書き出づる人々ありけれど、女手を心に入れて習ひしさに、事もなき手本多くつどへたりしなかに、中宮の母御息所の、心に入れず走り書き給へりし一行ばかり、わざとならぬを得て、きは殊に覚えしはや。

以上のうち(二)より(四)までは順在世當時の文獻であり、(五)より(七)までは次の時代を代表する文獻である。そして(二)(三)は何れも萬葉假名を意味すること明かである。(一)に關し山田孝雄

博士は其の著『國語史 文字篇』中に於いて

假名といふ字面の用ゐられた實例の古いものは管見では源高明の著した西宮記に元慶六年の日本紀竟宴和歌を叙して、「右大臣宜奉
し敷、請し之、例以三假名字二書三詠句」とあつて一首を引いてあるが、それは萬葉假名で書いてある。この日本紀竟宴を専ら記した
ものが能本本妙寺に存するが、それも皆萬葉假名で書いてある。されば、ここに假名字とあるのは萬葉假名をさしたことは明か
である。

と述べ、又本妙寺藏本の複製本を解説せらるゝに際しては

果して元慶の頃に既に假名の左註存せしものとすべきか、或はさにあらずして後人が左註を加へしか、これらの詳細は必ず研討せ
らるべきものなり。

と述べて居られる。當時の假名の發達の状態から私も竟宴歌は萬葉假名を以て書かれたと思ふ。しから
ば殊更に假名と斷はる必要はないのであるが、特に左様に記してある以上はそれだけの理由がなければ
ならない。此處にその疑問が残る。唯高明は源順と全く同時代の人であり（一〇三頁参照）特に朝儀典故に
通曉してゐた人であるから天慶六年の條は史料としては信賴し得るが元慶六年は彼の出生以前三十年餘
のことであるから少くとも直接史料ではない。又此處に問題になる個處の如き筆つきさへしつかりして
ゐない様に感ぜられる。殊に天長承和の條に至つては「其人未詳」とさへある。されば無條件にこの條
を信ずることは出來ないのである。『西宮記』の様な書にあつては後人の書入れが本文に衍することも非
常に多いことを注意せねばならない。

(四)に於いては「まなかな」と「かな」とを區別して使用してゐることが注意せられ、又「あしで」といふ語も散見する。

(五)・(六)に於いては文の前後が甚だ短く確實には決定出来ないが、略時を同じうして書かれた『源氏物語』梅枝卷にかんたとあり、これは現今の意味に於ける「かな」である事は確實である。又行成の用法に於いては元來「かな」は女の文字たる傳統を持つてゐるが故に特に「道風假字本」と書くことによつて「眞名本」と區別をしてゐるものと認める可きではなからうか。

かくの如く「かな」なる字句の意味する内容が道長頃までには全く現在我々の意味する内容と同じになつてゐるといふ事實は、當時一般には萬葉假名が主流より遠ざかり、少くとも和歌の記録には用ゐられなくなつたことを示すものと考へる可きであらう。實例としては道長がその日記に和歌を記す際には、必ず假名を用ゐてゐるのが擧げられやう。(註三)

次に假名の書體について顧みる。曩にも指摘せる如く、順の廿五歳頃までに完成してゐたと認めらる『和名抄』と『土佐日記』が相前後して成立してゐて事實をここに一つの段階として取り上げねばならない。『土佐日記』は承平二三年頃に貫之によつて作成せられたものであり、『古今和歌集』撰進の延喜五年より約三十年の後に當つて居る。その冒頭に「男もすなる日記といふ物を、女もしてみむとてするなり」と記してゐる如く、當時假名で日記を記す爲には女の筆に假託しなければならなかつたのである。

これは當時假名が女の専用であつたことを示すと共に、萬葉假名の段階よりは相當に發達してゐたことを示してゐると考へられる。^{〔註四〕}幸にも前田家本の『土佐日記』は藤原定家の書寫にかゝるものであるが、最後の一枚に、定家が貫之自筆の『土佐日記』と認められた故其の眞跡を證據とせんため、其の筆蹟を透寫にしたものがある。それによればよし定家の筆くせを通しての貫之の筆ではあるにせよ、道長の頃のやうな草假名になつてゐないことも見られ、未だ詰屈たる書體であり、字畫もかなり多く、萬葉時代に比べてみればずつと草假名的にはなつてゐるものゝ未だ過渡期のものである。これは既に諸學者の一致して認むる所である。順の二十歳前後は假名の發達の歴史の上からはかゝる時代であつた。

更にもう一つの段階は「能書之絶妙、羲之再來」と謳はれた小野道風と順が同時代に生存してゐたことである。即道風の卒したのは『日本紀略』によれば康保三年十二月廿七日であり、丁度順が五十六歳、下總權守に任せられた年である。天徳三年八月十六日の詩合に順等の詩を道風が書いたことも有名なことであり、其間の事情は『鬮詩記事略記』に詳しい。されば一應此處に道風の草假名について顧みる可きであるが、世に道風筆と傳へらるゝものゝ極めて多きに反し、學問的に道風の眞蹟と認む可きものは絶無の状態である。唯文政三年浪華の森川世黄が審定摹勒した『集古浪華帖』に収録されたる消息十一通が現存遺品の中では最も眞蹟に近いものである。その中に草假名を交へてゐるものがあり、且それが『扶桑略記』の^{〔註五〕}記事等によつて彼の晩年の書(天徳四年以後)と認められる。これは傳へる如く、彼が

病軀急卒の間のものであるにせよ、正常の場合の草假名とそんなに遠いものとも思はれず、天徳頃の男手を代表すべき資料たるを失はない。これによれば前述貫之筆定家臨摸の『土佐日記』より更に放ち書き的要素を脱してはゐるが、連綿體にはなつてゐない。

次にもう一つ注意すべき事實は、天徳四年の『内裡歌合』や天祿四年の『圓融院扇合』等の中に「あしで」なる語がみゆることである。しかしこの時代の遺品と思はるゝものが現存しないので如何なるものであるか明かでないし、又次の時代には同じ語で表現されてゐても、その様式には相當の開きがあるものと考へられるから推定することも難い。しかしこの頃から急速に草假名の發達がなされたと考へることは出來やう。

承平元年より天徳四年迄は丁度三十年間になる。ここまで假名が進歩すれば、自然に洗練されて五十年後の道長の時代に至つて完成することにもなり得るのである。されば順の時代は丁度その準備期であつたと云はれやう。

以上によつて順の筆と確認出来るものは現今全く存してゐないが、大體の傾向は想像し得やう。唯『順集』の中に「雙六盤の歌」と「あめつちの歌」なる二種類があるが、これを定信筆と云はるゝ西本願寺本の『順集』についてみるに、この寫本の出來た年代は順の時代からは遙に後の時代のものである爲、書體は著しく變化してゐやうから嚴密にはわからないが、その書き方に於いては順の時代のもを傳へべき

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

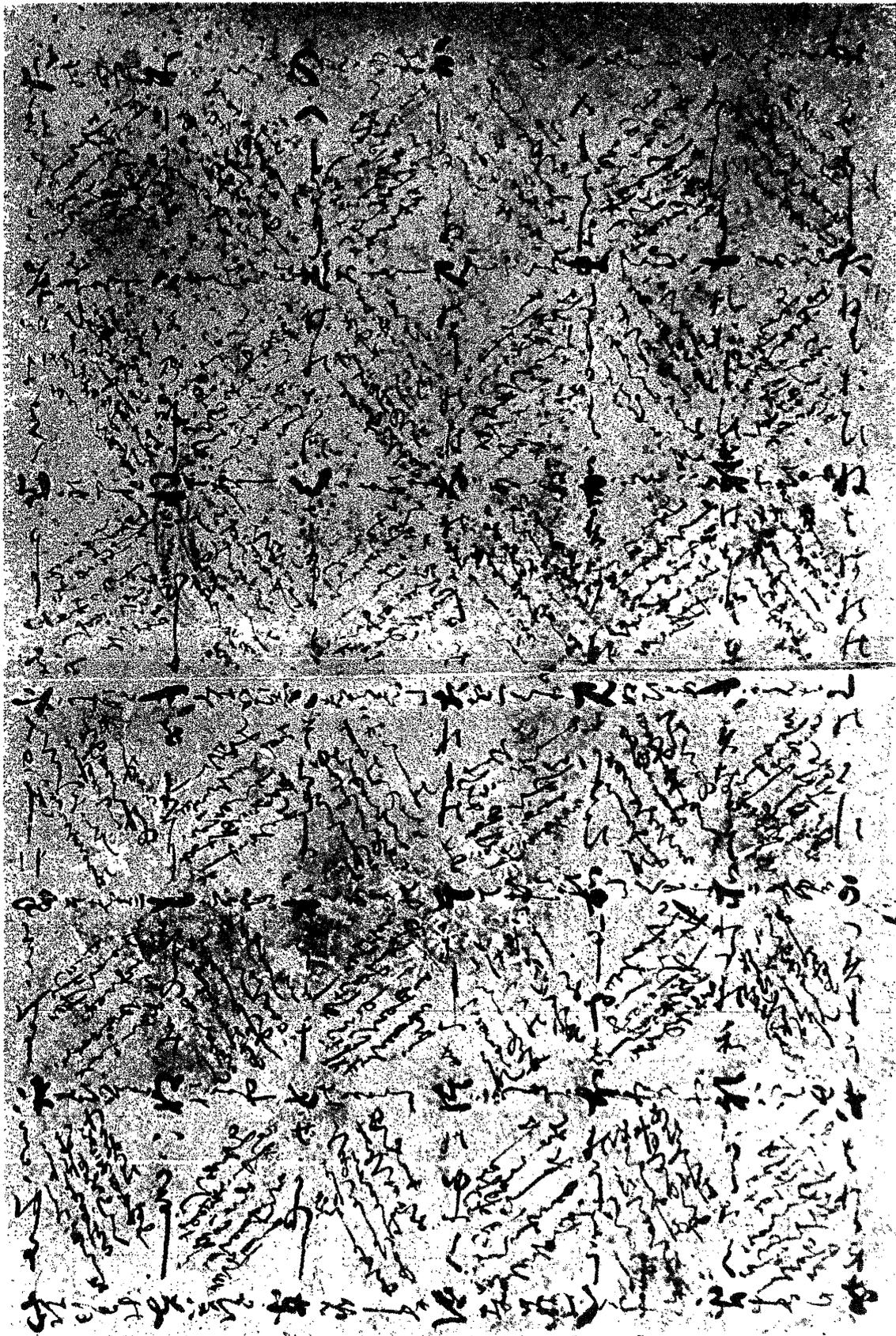
Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

Handwritten musical notation on a staff, likely a vocal line.

(一) 歌の聲六雙 圖二第



(一) 歌の盤六雙 圖一第



(二) 歌 の 盤 六 雙 圖 三 第

源順論(保坂)の本文は、縦書きの漢字とかなで書かれた文章である。本文は、左から右へ、上から下へと進むように書かれている。本文の冒頭には「源順論」というタイトルがあり、その後に「保坂」という著者の名前が記されている。本文の内容は、源順の著作について論じていると思われる。本文の途中で「(一) 源順の著作」という見出しがあり、その後に源順の著作のリストが記されている。本文の最後には「(二) 源順の著作」という見出しがあり、その後に源順の著作のリストが記されている。

(二) 源順の著作

てゐると考へてよからう。即かゝる書き方を失しては意義をなさなくなるからである。圖に示す如く大く書かれた獨立した文字が強調されることによつてこの戲技は誇示され意義を持つのである。そしてこれは「山上有山」や「馬聲蜂音」・「牛鳴」等といふやうな戲技などは全く考へも及ばぬ時代になつてゐると認めねばならない。又決して線の變化による歌の内容の表現でもないのである。さればかゝる戲技は未だ書體が放ち書きを脱しきれぬ時代に屬す性質のものとして認めねばならないのである。さればこれ等のものは上述假名の發達の歴史にあてはめるならば、寧ろ順の若い頃の作品たる性質を持つものである。

以上述べ來りし事實から考へるならば、天曆頃の假名發達の状態は萬葉集修撰に際して萬葉假名と併せて假名を別に書すことがあつても一向差支へなかる可く、桂萬葉のやうな様式は此處に始つたとみる可きではあるまいか。

〔註二〕 雜誌『一』第十號古今和歌集

〔註三〕 然し乍ら行成は一條天皇崩御の際の御製をその日記に書すに當り「八六頁参照」

露之身之風宿爾君乎置天塵を出ぬる事會悲支

と大體萬葉假名を用ひて居ることが察せられる。自筆本の殘存せざる今日、又私によつた不完全な活字本は何處まで信用出来るか確實ではない。が『權記』のうちには更に長保二年十二月十九日の條にも和歌二首が記載されてゐる。それによると

世間乎如何爲猿と思管起臥程兩明昏須假名々、世中乎無墓物ト乍知如何爲猿と何か歎嗟

と記してあるから、大體この様な過渡期的な用字法をしたのであらうことが窺へる。これは行成なる人間を考へる上に、清少納言の批評や大鏡の記述等と共に注自さる可きものである。

〔註四〕 かゝる事實と一方では勅子内親王が『和名類聚抄』を撰せしめられたことは相矛盾するが、それが歴史的事實といふものであらう。同序には

汝集彼數家之善説令我臨文無所疑焉

とある。

〔註五〕 天徳四年十月九日乙亥の條

木工寮頭小野朝臣道風爲内藏權頭以散位藤原慈望爲木工頭道風朝臣病後言語不通無便急作行事仍任其替也

三 後撰和歌集の撰集

近年の諸學者は不用意にも『後撰和歌集』は村上天皇の天曆五年に梨壺の五人が勅を奉じて撰進した様に記してゐるが、^{〔註六〕} 附載する諸文献を少しく注意して讀むならば、天曆五年なる年は萬葉集修撰の宣旨の下された年であり、直接『後撰集』とは關係なきことが知られやう。この間にあつて唯古典全集本の解説者のみは

後撰和歌集の撰に著手したのは何年であるか、その根拠を得ず、其れが現在の體裁にまで出來上つた年時も不明である。

と指摘されて居るが、誠に左様である。恐らくかゝる誤が生じた原因は、村上天皇と申し上げるかはり

に「天曆の御時」と申し上げたこと、天曆五年なる萬葉集修撰の實際の年號と、又それが『後撰集』と相關聯した事實であつた結果から混同してしまつたのではあるまいか。然らば果して何時『後撰集』が撰進せられたかと云ふに、それを確定すべき直接史料は現在の所見當らない。附載せる如く諸文獻は一致して村上天皇の御宇としてゐるが、それ以上の明記はない。又その記述から天曆五年を以てそれに擬してゐるやうに思はれるものもあるが、何れも後撰集の撰進せられてから餘程年月を経て作成されたものであるから信をおくことも難い。しかも一方には奏覽を経た年時の所見なきことと、序のなきこと等を指摘してこの集の草稿本であつて、定本では無いとなす説さへもある。又一方『御堂關白記』『權記』『紫式部日記』『榮華物語』等には次に列擧する様な記事があつて、五十年内外のうちに古今・拾遺兩集と並んで『三代集』たる權威をそなへてゐたことも事實である。

(一) 『御堂關白記』長和二年四月十三日の條

參中宮(三條后妍子)(中略)戌二點寄御輿(中略)御皇太后宮(一條后彰子)東門以能信令啓有行啓由有御消息入御東階流水上寄御輿(中略)子一刻御送物貫之書古今文正書後撰入紫檀地螺鈿莖莖村濃象眼付藤枝琴一張和琴一張入錦袋取之人春宮大夫(齊信)太皇太后宮大夫(公任)等也

これは三條天皇中宮妍子が枇杷殿へ行啓になつた際皇太后宮彰子に御贈物とされたものである。この記事は後述『紫式部日記』及『權記』等の記事と共に當時の事實としては最も注目すべき記載である。この「文正書後撰」に關しては行成の日記なる

(二) 『權記』寛弘八年十二月十六日の條に

早朝參左府奉返上後撰倭歌集上帙此集去年院御在位時被仰爲本可寫進之由所下給一部且書十二卷付藏人頼國令獻上新寫暫給留本
其本一給之内依有相府召以寫了上帙献上也此本文正所書彼殿集也依知案内所獻也(略下)
とあり、又同書同七年三月廿日の條には

(略前) 此間自内亦有召即參入藏人頼國給後撰集廿卷

又同年五月廿五日の條に

參内詣左府三十講了候御前献内先日所下給令書給天曆八年御記二卷、康保二年冬一卷後撰集八卷御手本四卷

又同年六月十九日の條に

(略前) 先日自内所給續色帙六卷所書、(略中) 後撰集五卷、先日所進八卷也村上御記天德四年夏卷等書之付惟規令奏

とあるものである。『權記』の記事は『大日本史料』等も全く顧てゐないが、文正とは貫之の孫であり『夜鶴庭訓抄』にも「能書人々」の條に加へられて居る程の人である。

(三) 尙同書寛弘五年八月十五日の條には

詣左府奉去月廿八日所給後撰倭歌集新書也

とある。これは恐らく

(四) 『紫式部日記』寛弘五年十一月十七日の條に

よべの御贈物今朝細かに御覽する御櫛の篋のうちの具どもいひつくし見やらん方もなし、手篋二雙片つかたには白き色紙作りたる御草紙ども古今後撰集拾遺集その部どもは五帖に作りつゝ侍從の中納言(行成)延幹とおのゝ草子ひとつに四卷をあてつゝ書かせ給へり表紙に羅紐同じからの粗かけごのうへに入れたり下には能宣元輔やうの古今の歌よみどもの家々の集書きたり延幹と近澄の君と書きたるはさるものにてこれはたゞけ近うもてつかはせ給ふべき見知らぬものどもにしるさせ給へる今めかしう様異なり。

とあるものであらう。(一般に引用される『榮華物語』「はつ花」の巻の記述はこの日記の字句を稍改竄したものである。)尙

(五) 『御堂關白記』寛仁二年十月廿四日の條には次の如き記載がある。

皇太后(三條后妍子)以酉時遷行(中)此間於渡殿與中宮(後一條后威子)有御對面(中)御送物後撰集廿卷和琴等獻之
又『榮華物語』の御裳着の卷には二ヶ所後撰集に關する記述がある。

(六) 二日のよさりかへらせ給へは一品の宮の御贈物に銀黄金の箱どもに貫之が手づから書きたる古今二十卷御子左(兼明親王)の
書き給へる後撰二十卷道風が書きたる萬葉集などを(添へて)奉らせ給へる世になく目出度き物なり故圓融院より一條院に渡り
けるものどもなるべしよに又たくひあるべきものにもあらずなん

(七) 師殿(伊周)世をつまましき物に思し増さる。(中)この年頃御歩きなかりつる程に古今後撰拾遺などをぞ皆まうけ給へりける

(八) 『中務集』には次の如き和歌が收載されてゐる。

後撰の歌ども書きて人につかはすに

なき人のことの葉うつす水莖のかきもやられで袖ぞぬれぬる

中務は醍醐天皇の御弟君に當らせらるゝ中務卿敦慶親王の女で母は伊勢である。敦慶親王は日本紀略に

延長八年二月廿八日二品行式部卿敦慶親王薨年四十四

とある。中務の傳記は明確にはわからないが、『中務集』に「源順朝臣の能登守にてくだるに」(作品四三参照)なる歌があり、これが天元三年正月以後の作なることは史料編に既に述べた所である。又同集には「朱雀院の御時歌めすに奉る」歌があるから、前記敦慶親王の御年齢と考へ合はすれば大體中務は順と同年輩であつたと思はれる。以上の他に次の如き贈答歌が『中務集』にある。これ等によつて中務と順との關係が考へられねばならぬ。

門さゝで和泉守順(の)朝臣のかきをへだててあるに梅をこなたの人みなとりたりといふを聞きて、梅をやり(に)たれば順(作
品補之一)

みせきにもさはらす水イ梅を折のもる時はまへの「梅イみせきめさはさへ残」らざりけり

返し

井堰イ堰イ古にもさはらでいかでもりにけむ杉の丸杭くひも飽かぬに

又順

和泉にはあらぬ籬の鳥ちかみ浪のこえつつもるところそきけ

又返し

打ちこほる浪イゆの音せばもらぬよりしまきの風ぞ吹き返さるゝ

和泉守とあるを以て順の年齢五十七・八歳、康保末年頃の作品である。

(以上の順の和歌は史料編に脱したるを以て此處に補つておく。)

扱私扱私は此處に特に注意を促し度い文獻がある。それは順の「夜行舍人鳥養有三歌」(作品二三)である。

即文中に

我臣三代志末據昔自天曆至康保再直祕閣撰御書抄寫年積眼早暗桑榆景傾病彌忙兩脚枯細踞床行雙鬢變哀臨鏡霜

とある。これは既に史料編に於いて指摘せる如く本文々意と「後二月遊白河院同賦花影泛春池應教」「規子内親正家和歌會」等の記録によつて天祿三年頃の作と推定し得るものである。文によれば天曆より康保に至るまでの間に二度祕閣に直し、その間御書を撰し抄寫につとめた爲眼早暗云々といふのである。此の再とは何を云ふのであらうか。一度は天曆五年の萬葉集修撰を意味するものと考へられるが、もう

一度は何を指すか明白でない。彼自身の作品のうちには勿論、其の他の文獻にもそれを明記するものは見當らなかつた。天曆五年より康保末年までは十七年である。それを年積と敍したのであらうが、その間二回にわたつて祕閣に直して抄寫に過したといふ以上、これは後撰集の撰集を除いて他に考へらるべきことは無いやうに思はれる。十七年間と云へばかなりの長年月であるが(滿十五年)、當時よみときえらばしめたまふことを必要とする位萬葉集が古典化してゐたとすれば、馬子の言によつて難訓を覺つたといふが如き(附載史料六参照)は後世の附會にせよ、^(註七)成立以來百五十年餘を経た萬葉集が、順の時代に修撰の事業もはかくしくなかつたのではあるまいか。されば萬葉集の修撰と後撰集の撰集とでこの位の年月を費すことも、永きに失するとは思はれない。史料として價値の高いものではないが、石山寺縁起に

康保の比廣幡御息所の申させ給けるによりて、源順勅をうけたまはりて萬葉集をやはらけて點し侍けるに

とあつて、萬葉集の修撰を康保頃としてゐる。勿論これは直接史料によつて訂正せらる可きではあるけれども、特に「康保の頃」とあることは注目に價することであらう。以上の諸事實により私は後撰集は康保頃に撰せられてゐたのではなからうかと推考する。そしてもし此處に憶測が許されるならば、村上天皇の崩御あらせられた康保四年五月頃までには、全くはその效が終つてゐなかつたのではなからうかと思ふのである。「袋草紙」には「此集未定止云々仍本無四度計」とある。これはその間の事情をいくらか傳へてゐるのではあるまいか。全く火の氣のない處に煙は立たぬと私は信ずるからである。然すれば、

村上天皇の奏覽を得ることは不可能なこととなり、奏覽の年時のことは自然問題が解消することとなる。以上述べ来りし所は、飽く迄現在に於ける私の憶測であつて、確實な證據は勿論なく、自ら深く疑を殘すものである。ともあれ從來全く顧みられなかつた「夜行舎人鳥養有三歌」中の數言は順の作品である以上、これ等の問題を考へる上に看過する可きではないことを特に強調したい。

扱以上の如き問題は残るとしても『後撰集』は『古今』『拾遺』兩集と共に三代集の一として、平安朝以來動かす可からざる位置にあることは前述せし通りである。しかしながら又何時も『古今集』を最として『拾遺集』と共に御相伴的な存在であることも注意する可き事實ではあるまいか。

又前掲諸書の記述は『後撰集』が撰集されて半世紀内に於ける歴史的事實である。即か、場合にかゝる位置にある人々が贈物として用ゐてゐる事實は、世の該書に對する絶好の批判とみることが出来やう。しかも世は道長の最極盛時代であり、皇室を中心としてほんの狭い一部分の得意な人々の間に限られてゐるとしても、日本の黄金時代であつたのである。

然しながら此處に注目すべき事實は、紫式部はその日記に於いてはさきに引用せる如く、その當時の歴史的事實に對しては忠實なる記載を惜まなかつた。そしてその文よりも彼女自身この世にも稀なる「あはれ」を如何に注意したかは窺ふことも出来る。しかしながら一方『源氏物語』(註八)梅枝の卷には「明石の

「姫君」の入内の時の料として「螢の宮」より送れた書物に「嵯峨の御門の古萬葉集を選び書かせ給へる四卷」と「延喜の御門の古今和歌集」とが特にとりあげられ、『後撰』・『拾遺』兩集にはふれてゐないのである。云ふまでもないことではあるが、「明石の姫君」とは「紫上」について最愛の妻であつた「明石の上」の娘であり、「紫上」に實子なき「源氏」が如何に「明石の姫君」に對しこまやかな情をもつてゐたか察するに餘りある。此處に私は上述「梅枝」の卷の記述より用意周到な式部の『後撰集』に對する無聲の批判を聞く可きであらうと信ずる。

そしてこれは「玉鬘」の卷で「末摘花」の歌を批評してゐる「源氏」の言葉に

古代の歌よみは唐ころも袂濡るゝかことこそ離れねな。まろもそのつらそかし。更に一筋にまつはれて、人のなかなる事の折節お前などの、わさとある歌よみのなかにては、まると離れぬ三文字そかし。懸想のをかしきいとみには、あた人のといふ五文字を休めところに打置きて、言の葉の續き、たよりある心地すべかめり。

よろつの草子歌枕よう案内知り見つくして、そのうちの言葉を取りいつるに、讀みつきたるすちこそは、強く變らざるへけれ。常陸のみこの書きおき給へる紙屋紙の草子をこそ、見よとておこせ給へりしか。和歌の髓腦いと所せく、病去るべきころ多かりしかば、もとよりおくれたる方の、いとよなかく動きすべくも見えざりしに、むづかしくて返してき。しかよく案内知り給へる人の口つきにては、自馴れてこそあれ

とあるのと對比して考へるならば、式部の筆が『後撰集』に直接ふれることがないにしても、その態度は自然に推し得るものであると私は考へる。即式部の鋭き頭の中にはその當時でさへ一般人と異つて否

定的な存在であつたことが察せられるのである。尤も後代の學者も一致して『後撰集』の内容に關しては懷疑的ではある。しかしながらそれ等の人々は無意識のうちに次の事實を無視してゐるやうに思はれる。それは當時にあつては後世の歌人が主張するやうに、又後世の歌學者の考へるやうに、和歌の一首々々が獨立した文學をなすものと考へ、且そんな意識のもとに作歌したものではないことである。その意味に於いては、後代の和歌とは全く異つた性質のものなのである。このことを失した批評は『後撰集』に對しては全く見當はずれと云はる可きである。當時の和歌は洗練された言葉であり、會話でもあつたのである。この間の事情を最もよく示すものとしては、『御堂關白記』寛弘八年六月廿一日の條に

此夜御惱甚重興居給中宮御之依几帳下給被仰つゆのみくさのやどりにきみをおきてちりをいてぬることをこそおもへとおほせられて臥給後不覺御座奉見人々流泣如雨

とある如きであらう。又甚しきに至つては『後撰集』に歌はれてゐる内容をその時代と異つた時代の道徳觀に執して云々してゐるものも存するが、左様なものはノンセンスといはねばなるまい。

鴨長明は『無名抄』に於いて

古今の時花實共に備はりて其様まぢくに分れたり後撰には善ろしき歌古今に採り盡されて後幾程も經さりければ歌得難くして體を擇ばずして心を先とせり

古集の歌とてみなめてたしとあふくへからすされは古集を輕しむるにもあらず時の風の異なるが故

なり(中略)かの後撰の歌此頃ならは撰集に入るべくもあらず
と批評してゐるが誠に當を得た批評であると私は考へる。

〔註六〕 一例として擧ぐるならば左書の如きである。

日本文學全史(五十嵐力氏著平安朝文學史、下卷三四五、昭和十四年七月十九日發行)

村上天皇の天曆五年(一一六一)大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城等梨壺の五人、奉勅撰、二十卷。

〔註七〕 このことは『和名抄』の序に

古人有言街談巷説猶有可採

とあるのを豫想させる。

〔註八〕 『源氏物語』(梅枝)には

嵯峨の御門の古萬葉集を選び書かせ給へる四卷、延喜の御門の古今和歌集を唐の淺縹の紙をつぎて、同じ色の濃きもんの唐
のきの表紙、同じき玉の軸、綵の唐組の紐など、なまめかしうて、卷ごとに御手の筋をかへつゝ、いみじう書き盡させ給へ
り。

とある。尙次の二つは萬葉集に關する平安初期の文献として何れも逸文であるが注目すべきものである。

『河海抄』卷第十三(第二十若菜上)、『國文註釋全書本三一八頁』

太后御記承平四年十二月九日御賀おととくまかて給ひぬ又をくり物沉のはこ一よろひいれたりせむたいの御てのまんよう
し、今一には本五まきやまとこと一云々

『花鳥餘情』第十九(若菜上)〔同右二五〇頁〕

承平四年三月九日奉仕中宮御賀願詔不及祿退出追給祿并手跡和琴等本萬葉集入宮二合

從來歴史學者は史料として全く『源氏物語』を顧みないが、これを正當に讀むことによつて平安時代に於ける重且大なる史料として生かさねばならぬと私は信ずる。

四 順の詩歌について

「官位の上より云へば生涯失意の人であつた」順も、文藝の分野に於いては當時の文壇を代表する一流の文人であり、歌人であつた。

天徳三年八月十六日の詩合と、翌四年三月三十日の歌合は當代の最高の標準を示す二大文事であつた。『天徳三年八月十六日鬪詩記事略記』・『天徳内裡歌合』や『西宮記』（宴遊の條）等にはその時の盛儀が詳しく記述されてゐるが、今日の我々には到底それ等の記録を讀むでも實感は伴はない。しかしかゝる文事に名聲を得ることが直に社會的榮達に繋つてゐた當時、好文の輩が如何に此の列に進むことを願望せしか想像も及ばぬものがある。この兩度の文事は『内裡歌合』中の『御記』に

去年八月殿上侍臣鬪詩合典侍命婦等相語云男已鬪文章女宜合和歌（中略）蓋此爲惜風騷之道徒以廢絶也後代之不知意者恐成好浮華專内
籠之謗（下略）（岩波文庫本『歌合集』による。）

と記さるゝ處によつて明かなる如く、兩者相關聯した意味を有してゐる。岩波文庫本『歌合集』の解説者峯岸義秋氏は同書（七一八頁）に

(前略)これらの記録類を合せて見るに、この歌合の催された意識の中には、詩合への對抗と、風俗の道に對する振興と、時代の要求する享樂的な意味があると思ふ。それは遊びであつて、遊びでない。而もそれが直に社會的榮達に繋つてゐる點では、獻身的な登龍門である。二十番の秀歌、

左

忠見

戀すてふわが名はまだき立ちにけり人しれずこそ思ひそめしか

右勝

兼盛

忍ぶれど色に出にけりわが戀はものや思ふと人の問ふまで

に就いて、判者實頼が、いづれを勝とすべきか迷つた末、天氣を伺つて右を勝としたのを苦にして、遂に忠見は悶死したといふ事であるが、如何にもありさうな話である。ともかく至尊の御前、百官環視の中であり、晴の場所としてこれ以上のものはないのであるから、博雅朝臣ならずとも失敗が出來て來るのである。

かくの如く、天徳の歌合は、社會的な存在として大きな意味を持つてゐた。さうして、行事としての様式の完成すると共に、文學的批評としての二段階に達したのである。そこで、歌合史に於ける盛衰を社會的に見る時、歌合の儀式的様式としては、天徳歌合が最高峰をなすものであり、文學評論史的最頂點は、六百番歌合時代、乃至千五百番歌合時代と見ることが出来るであらう。その評論史的發展の過程に於て天徳歌合は、第一期に於ける最も代表的な完成態であると同時に、歌合史に於ける永遠の指導的地位に立つものである。その作品が、後世の歌書に殆んど取り用ひられてゐると共に、その判詞は後世歌合の母胎となつてゐるのである。猶此の歌合の披講の行はれたのは、天徳四年三月三十日であるが、御記に記されてゐる如く天徳三年八月十六日の詩合によつて、女房が計畫を進めたのである。が、實際の準備は前月からで、二月十八日に女房和歌合方人として男子を左右に分け、二十九日には念人歌合方人を書分け、三月一日に題を定めて左右に與へ、準備を競はしめ、三月三十日に行はれたのである。そして、歌合の翌朝には歌の贈答があり、善美を盡した洲濱は中宮及び昌子内親王の許に贈られたのである。

と述べて居られる。(私は西宮記卷八宴遊より歌合の條を史料編に引用しておいた。これは源高明はこの歌合には特殊の地位にもあり、且西宮記を著す程朝儀典故に通曉してゐた人であるから、その記録を史料として尊重する意味に於てである。)

かゝる重大な意味を有する天徳詩合に、順は其の選に當り、文時・維時・直幹等に伍し、「三首皆合直幹、一首勝、一首持、一首負」程度の實績を擧げてゐるのである。又翌年の歌合に於いては、順は二首詠じ、その何れも兼盛に合し二首とも勝を取つたのであつた。忠見を悶死せしめた兼盛と合して、二首とも順に軍配が擧つたのである。其の時の得意は如何ばかりであつたであらうか。其の後と雖も順は一生を通じて顯門名家の宴席に侍し、文字通りの文人的生活をなして世を送つたのであつた。それは既に史料篇に示す處である。

イ 詩文 此處に於いて順の詩文について考へる。『江談抄』に「扶桑集中順作多事」や「順・在列・保胤・以言等勝劣事」等がとり上げられてゐることは前述詩合の事實と共に、ともかく順が當代第一流の文人でありしことを示してゐるものと認められるのである。次に同書卷五詩事中より原文を引用する。

即

扶桑集順作多事

又云、扶桑集中、順作尤多、時人難云々。問、順序多自紀家序如何師答云花光浮水中順序也專不可入也而齊名以其爲難多入之由時人難云々。

源 順 論 (保坂)

順・在列・保胤・以言等勝劣事。

問・順・在列・勝負如何。帥答曰、順勝。問順・保胤勝劣如何。帥答云、保胤勝。問順・以言如何。帥答曰以言勝歟。但故人孝親朝臣、或以順爲勝。予餘不甘心耳。夜闌不辨色題、以言云爲深爲淺風聲暗。滿座相感云、文集毛志莫波斗云々。

因に『扶桑集』は『江談抄』によれば長徳年間に撰せられたことがわかる。即

扶桑集被撰年記事

又云扶桑集長徳年中（一條天皇西紀九九五―九九八年）所撰也云々時歴九代歟今上之時也（江談抄第五）

とある。尙この事は『御堂關白記』長保二年（一條天皇西紀一〇〇〇年）二月廿一日己巳の條に

故齊名妻奉扶桑集（以下略）

とあつて、前述「扶桑集順作多事」のうち、共に問題になつた齊名妻が『扶桑集』を奉つてゐること、又寛弘三年（一條天皇西紀一〇〇六年）八月六日丙子の條には

參内奉文集抄扶桑集小葉子是御手筈料也（以下略）

とあつて、道長が參内し、『白氏文集』の抄本と共に『扶桑集』を奉つてゐること等によつても裏書きすることが出來やう。

然も『御堂關白記』のこの二つの記事は道長時代における『扶桑集』に對することよなき批判とも見ることが出來、従つて其の中に「作尤多」き順の詩文に對する批判とも云ふことが出來やう。そしてこれ

は『本朝文粹』中に、大江朝綱・同匡衡各四十四篇・紀長谷雄三十七篇・菅原道真三十六篇について順の作三十二篇を書へ、これにつぐものは大江以言の二十六篇慶滋保胤の二十二篇で三十篇を超すものは無く、又『倭漢朗詠集』中にも順の作二十六首が收められてゐることと共に注意す可き事實である。

藤岡作太郎氏は夙に其の著『國文學全史(平安朝篇)』『天曆時代の漢文學と詩合・歌合』の章に、

天曆時代に至りて、凋殘の老士は既に隔世の人たりといへども、前に黄口乳臭を以て見られしもの才熟し筆馴れて、錦心繡腸を闢はす。その中ことに文事に名ありしものは、大江朝綱、同維時、橘直幹、菅原文時、源順、兼明親王等なるべし。

と述べ、又順に對しては同處に、

詩文のうちに順の傑作を求むれば、河原院賦など世に稱せらる。その中に、

強吳滅兮有荆棘、姑蘇臺之露漚々、暴秦衰兮無虎狼、咸陽宮之煙片々、何唯涼風坊中、一河原院而已哉。

の句の如き、古來嘖々として人口に膾炙せるものなり。また和歌所別當御筆宣旨を作り、藤原伊尹を賛して、

雄劍在腰、拔則秋霜三尺、雌黃自口、吟亦寒玉一聲。

といへるも、著名の句なり。そのほか誦すべきものなきにあらずといへども、一般の風潮におけるが如く、全詩全文として殊に見るべきものなく、また文筆の才は朝綱、文時に比するに、一步を譲らざるを得ず。

と述べて居られる。又此は同處に於いて文時・朝綱を批評するに當り、『江談抄』『古今著聞集』等に收載されたる逸話を引用し、

文時は朝綱に比するに、年齢頗る劣れりといへども、高才博學相讓らず、世舉つてこの二人を天曆文壇の雙絶と贊賞す。村上天皇嘗て朝綱、文時等に勅して、白氏文集第一の作を選ばしむ、二人とも送蕭處士遊黔南詩を記して奉れりといふ。

又

當時の文名あるもの、皇孫源保光の第に會に會して、花を賦したることあり。朝綱の句に曰く、此花非是人間種瓊樹枝頭第二花、文時の句に曰く、此花非是人間種再養平臺一片霞と、一座いづれも、その上句一字も違へず、下句等しく樂園の故事を引きたるを奇とす。

と述べて居られる。私はかゝる逸話が如何なる程度に當時の歴史的事實を述べるものであるかは別として、かゝる逸話が生ずるに至りしは、如何に當時の詩文が類型化されてゐたものであるかを示す絶好の史料と解せざるを得ないのである。順とてもその時代の人としてその範圍内に留まるものであることは言を要さぬ所であらう。

□ 和歌 順が『萬葉集』の修撰・『後撰和歌集』の撰集にあづかりしことは天徳歌合の事實と共に當代第一流の歌人であつたことを端的に示すものであらう。然らば彼の和歌は如何なるものであつたか一應顧みる必要がある。『後撰集』の撰者は撰集に當つて何の理由によるか自らは一首をも撰に入れることなき爲、自ら推す所の歌を知ることが出来ない。藤岡博士は前掲書中に『後撰集』には

その詠歌の六十を超ゆるもの貫之・伊勢あり、二十を出づるもの兼輔・躬恒あり、十およびその以上なるもの時平・業平・忠岑あり、いづれも延喜時代もしくはその以前の古人にして、今人にて十首のほかに出づるものは、大輔・右大臣師輔・左大臣實賴あるのみ。十首以下にても、多きは古人かまた現代の人なれば權家貴人なり。撰者五人の歌は一首も見ることなく、當時の名匠ときこ

えし兼盛忠見の如きも、わづかに一二首に過ぎず

と指摘せられてゐる。これは撰者が何れも未だ受領階級にも至らぬ卑官である事を憚つて各自の歌を一首も入れなかつたとするならば、そこに古今集當時と異つた社會情勢を考へねばならないのであつて、かゝる態度をとらねばならなかつた重要な理由もあつたのかも知れぬ。後世のものが文學意識などといふ態度で無批判にこの事實を順等の不見識にのみ片付け去ることも早計といはねばならぬ。

順の和歌に對し藤岡氏は前掲書中に

和歌に至りては、更にその漢詩より數等を下りしものなるべし。順の作のうち、最もすぐれたりと稱せらるるものも、

水のうへに照る月なみを數ふれば、今宵ぞ秋の最中なりける〔註一〇〕

といふに過ぎずして、その實はその名に合はず。

老ひぬれば同じことこそせられけれ、君は千代ませ君は千代ませ。

の如きは、やゝ奇抜の風ありといへども、これらはその集に指を屈するばかりにして、しかもまた詩趣に富めるものにあらず。

一昨年も、去年も、今年も、一昨日も、昨日も、今日も、わがこふる君。

といへるなど、歌の何たるをも辨へぬ妄語のみ。(中略)その家集を見よ。題詠以外の歌は幾何もあることなく、難題には、あめつちの歌四十八首あり、雙六盤の歌あり、「世の中を何にたとへむ」の十首あり。また端午に菖蒲を人に贈るとて、

進上 ころざし

深 ぶかき

右葉之菖蒲草

みぎはのあやめぐさ

源 順 論 (保坂)

(六一)

九五

千年五月五日可刈

ちとせのさつきいつかゝるべき

といへるが如き、その機智を見るに足るといへども、いづれも和歌を玩弄に供せしもの、その詠の多くは平凡にして、詩趣の横溢せるものなきはもとより當然のことにあらずや。

なほその集を探りゆくに、

蓮だに生ひざらませば、水の上に露おきけりといかで知らまし。

里遠み雲路かきわけ、水ぐきの跡かと思ゆる雁は來にけり。

の如きは、聊か清新の調に入りたるものといへども、これとてもまた工夫に過ぎ、纖巧に陥りたる跡は、明かに認むべし。縁語、かけ詞など人爲の巧を弄することは、もとより既に大に行はれたるが、順において殊に著しきを見る。その短歌に「紅葉にもまだ飽かなくあき果てぬ」または「菊の花きくに達はぬ」といひ、長歌に「われはなほかひもなきさにみつしほの」または「緑の衣ぬぎかへむ春はいつともしら波の」といひ、散文に「今いにしへを見るが如く、こよひのことを後の人も見よとて、書き記して奉るは、仰せ言にしたがふなり」といふが如きもの、その作に多し。蓋し順その才識を銜ふあまりに、これらの文字のうへも嬉戯をなし、これを濫用して、ますます一時の流行を盛ならしめ、久しく濟ひがたき弊を醸しよものならんか。(中略)さるをみづからも詩歌に得るところありとなし、しかも確乎たる信念の存するなければ、徒らに世と浮沈して古今の昔を仰ぎ、これに倣うて及ばざらんことを恐るゝのみ。保守の弊漸く重なり、歌壇は沈滞して振はざらんとす、この運を醸成したる人を求むれば順の如きまづその罪を免れざらんか。但しひとり順の罪のみ大なるにあらず、一世の崇奉を博したるを以て、その責任の他より重きなり。

と述べて居られる、藤岡博士がこの書を發行せられて以來かなりの年月を経、幾多の日本文學史も書かれては居るが、その何れもこれ程の見識を持つてゐるものはないやうに考へられる。〔註二〕唯私は次の點を此處に指摘したい。それは順の和歌はその時代の人としてその多くは『古今集』を崇としたものと私も考

へるが、『萬葉集』修撰の經歷をもつ彼は、『拾遺集』中に收められた順の和歌の詞書によつても察せらるゝ如く、『萬葉集』によつたと思はれるものもかなりに認められるのである。このことは和歌史上極めて重要なことであらうが、從來は餘り顧みられてゐない。即

萬葉集和し侍りけるに

想ふらむ心の中をしらぬ身は死ぬばかりにもあらじとぞ思ふ

〔戀二〕

萬葉集和せる歌

ひとりぬる宿には月の見えざらば戀しき事の数はまさらじ

〔戀三〕

萬葉集和し侍りける歌

涙川そこのみくづとなりはてゝ戀しきせむに流れこそすれ

〔戀四〕

等の如きである。又、「世の中を何にたとへん」の歌十首の如きは詞書に

〔前略〕古萬葉集の中に沙彌滿誓がよめる歌の中に世の中を何にたとへむといへることをとりてかしらにおきてよめる歌〔作品一三
参照〕

とあつて明かに『萬葉集』卷三に

世間乎何物爾將譬且開榜去師船之跡無如

源 順 論 (保坂)

(五六三)

九七

とあるものを豫想せるものである。又藤岡博士の引用せる「一昨年も去年も今年も云々」の歌の如きは『萬葉集』卷六に橘宿禰文成の歌に

前日毛昨日毛今日毛雖見明日左倍見卷欲す君香聞

〔一〇一四〕

とあるものが、ここに豫想せられねばなるまい。

扱次に注目す可きは紫式部はその日記のうちに(八〇頁参照)

(かけこの)下には能宣元輔やうの古今の歌よみどもの家々の集書きたり

と敘し順をその中に明記してゐない事である。この記述より我々は式部の日記記述に際して意識せるとせざるとに關はらず、梨壺の五人の批判を察することが出来る。又『八雲御抄』(卷第六用憲部)には

なしつぼの五人めでたしといへどもかの古今の四人の撰者にをよぶべからず能宣元輔は爲重代之上尤可然歌人なり順又重代にあら
ずといへども此道稽古の物也茂材時文はたよちよが子といふばかりなり

と鋭く喝破遊ばされて居られる。順の和歌はこの一言を以て批評しつくされてゐると云ふ事が出来やう。

因に『拾遺集』には貫之百五首・人麿百四首・能宣六十三首・元輔四十九首・兼盛三十八首・輔相(藤原)三十七首・躬恒三十六首について順二十七首を數へる。順集に收められた順の歌は二百六十餘首に及んでゐる。

五小 結

以上述べ来りし所は源順を中心として當時の文化現象の二三を考察して来つたのであるが、過去の如何なる文化現象もさうであつた様に、草假名の發達は一方に於いては萬葉假名のすたれ行くことを意味し、又『古今和歌集』の勅撰せられてそれに權威を持ちしことは次第に古今集的な類型化に墮すことであつた。

此處に於いて萬葉集修撰の動機も拜察出来るのではあるまいか。即『古今集』を典型として其れを摸すことを善しとし、その類型化に墮し初めた時代にあつて、文質彬々たる歌風を興さんとせられた覺召しに出でたものではあるまいか。さればこそ先づ『古今集』とは對庶的位置にあつた『萬葉集』を研究の方便的材料としてとり上げられ先づそれをよみときえらばしめられたのではあるまいか。そして之はとりもなほさず『後撰和歌集』撰集の動機であると私は信するものである。しかし順等の撰した『後撰集』がその覺召しにそひ奉り得なかつたものであることは言ふ迄もないことである。

〔註九〕 古典全集本後撰和歌集解説

〔註一〇〕 この歌は「みつのおも」とある方がよいやうに考へられる。

〔註一一〕 勿論個々の史料なり、研究なりに關しては新見解新發見も私は認めるものであるが、ここに私の引用せる文——特に傍點

を附せし所の如き見識は近頃の學者にはみられない。

〔附〕

『扶桑集』殘缺收載源順詩文(『新校羣書類從本』による)

五嘆吟并序

夏日陪右親衛源將軍初讀論語各分一字

『本朝文粹』收載源順詩文(柿村重松氏註『本朝文粹註釋』本による)

一 河原院賦

上卷 四四頁

二 閑居詠庭前三物三首

一一一

三 字訓詩

一一四

四 詠女郎花

一一九

五 無尾牛歌

一二三

六 夜行舍人鳥養有三歌

一二六

七 高鳳刺貴賤之同交歌

一三〇

八 申受領狀(藤倫寧作疑順所作)

八五六

九 申淡路守狀

八六四

一〇 申伊賀伊勢等守狀

八六六

一一 爲藤原明子諸被侍所帶爵令男右少辨佐時加一階狀

九四〇

一二 沙門敬公集序

下卷

六三

一三 陪弟七皇子讀書閣賦弓勢月初三詩序

七四

一四 於獎學院賦春生鬻色中詩序

一一八

一五 後三月陪都督大王亭賦今年又有春詩序

一三一

一六 九月盡日於佛性院惜秋詩序

一四八

一七 遊淳和院賦波動水中山詩序

一六〇

一八 過貞上人禪房翫庭前水石詩序

一六七

一九 陪右親衛源將軍初讀論語序

二七八

二〇 賀祿綿詩序

三四一

二一 三月三日於西宮池亭賦花開已匝樹詩序

四三二

二二 於淨園梨洞房賦花光水上浮詩序

四四八

二三 遊日河院賦花影泛春池應教詩序

四五二

二四 陪上州大王池亭賦渡水落花來詩序

四六六

二五 於栖霞寺賦霜葉滿林紅應李部大王教詩序

四八一

二六 過源才子文亭賦紅葉詩序

四八五

二七 於神泉苑賦葉下風枝疎詩序

四八九

二八 三月盡日遊五覺院賦紫藤花落鳥關開詩序

五一六

二九 奉行侍中亞將爲撰和歌所別當御筆宣旨文

七三四

三〇 禁制撰和歌所關入文

七三七

六 政治史的背景

本誌第廿卷第二號に私は源順論の史料篇として出来るだけ作品を年代順に羅列した。それによると、確實に作成年代の推定出来るものは、三十年代には皆無であり、二十年代には僅か二篇を數ふるのみであるが、四十歳以後のものは割合に平均して残つてゐる。さればそれによつて順の人と成りは大體理解出来る。しかし如何なる人物を考へるにも、その背景をなす時代を考慮し、そしてその人のその時代に於ける位置も知らねばならない。よつて此處に少しく順の歴史的背景を考察することにする。

彼の一生七十三年間は、日本歴史の上からもかなり色彩の豊かな時代であつた。便宜上此處には黑板博士の『國史の研究(各説上)』の中より抄出することにした。(「」印はその文を示す。)

彼は「延喜の御代」に生をうけたのであつた。さうしてやうやく成長して廿歳に及びし時(延長八年西紀九三〇年)醍醐天皇御讓位あり、朱雀天皇八歳にして即位したまひ藤原忠平をして政を攝せしめられた。忠平は宇多天皇第一の皇女均子内親王に配して特に朱雀院の西對で婚儀を舉げしめられた人で、時平の薨後累進して遂に左大臣に昇つたが、如何にも濃厚なる政治家であつたと傳へられてゐる。しかし威福は既に藤原氏に集まり、この時廟堂に立てるもの、その一門以外の人僅に三四人に過ぎなかつた。しかもそれらの人々は所謂伴食の納言であり參議であつて、殆んど勢力なく、藤原氏は父子兄弟相並んで政權を執り朝廷の紀綱は漸く弛んで來た。京畿に群盜出沒するも、檢非違使の追捕その甲斐なく、まして地方は國司制次第に紊れ、承年四年には西に伊豫掾藤原純友任滿つるも歸らず、海賊の首魁となつて沿海を劫掠せるあり、一時紀淑人によつてそれらの海賊を綏撫し得たけれども、天慶二年また純友の再舉と時を同

じくして東に平將門の叛亂起り、武士の活動始めて史上に現れて來た。」かくてこの亂の全く平ぎし承平四年は順の年齢二十四歳である。「天慶九年四月皇太子(村上天皇)御受禪遊ばされた時は、忠平は關白として天皇を輔佐し奉ることとなつたが、天曆三年歳七十にして致仕し、ついで薨せし後その子實頼・師輔相並んで左右大臣に任ぜられてゐたが、この御代の終に至るまで十七年の間は「いみじき御榮華ぞかし」とある大鏡の文の如く、全くその一家に政權を收むる時代に到達しながら、遂に關白に任ぜられず、天皇の親政であつた。

村上天皇の後を承けて冷泉天皇は康保四年五月、皇位に上りたまひ藤原實頼攝政となつた、(中略)元來村上天皇の皇后安子は實頼の弟師輔の女であらせられ、その御腹に冷泉天皇の外に爲平・守平の二親王が生れたまうた、順序からいへば兄君であり、父天皇の御鍾愛のある、爲平親王が皇太弟に立ち給ふべきであつたが、親王の妃が左大臣源高明の女であつたために、關白實頼は冷泉天皇がまだ即位を行はせたまはざるに、天皇の御病軀を名として急に守平親王を皇太弟に册立した。高明は醍醐天皇の皇子で源姓を賜はり、西宮左大臣と呼ばれ、西宮記の著者としても有名である朝儀典故に通曉し、藤原氏に一敵國の感あらしめてゐた。實頼等が先づ守平親王册立の舉に出でたのは實に高明を排斥せん爲めで、その間の事情は大鏡の記すところ最も要を得てゐる。^{〔註二〕}

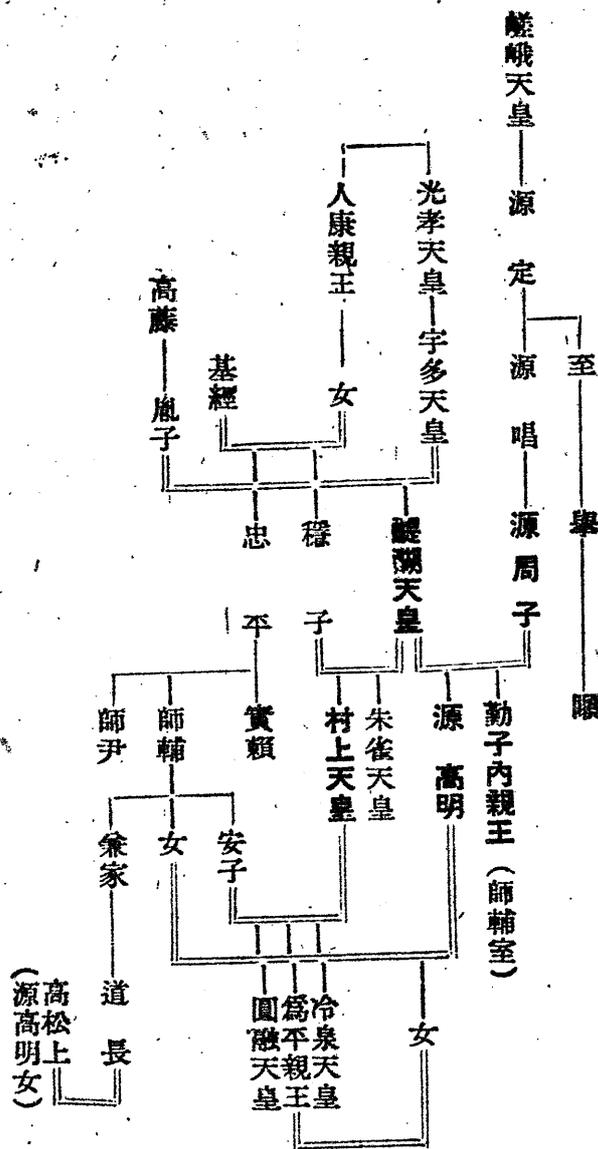
爲平親王の徳望と高明の閱歴とは、たゞ實頼等をして立太弟の成功のみに憂如たらしむることが出来なかつた、彼等は先きに時平が菅原道眞に向つて行ひし密策を再演し、ここに安和の疑獄を羅織した。その傀儡となつたものが源滿仲である。これ藤原氏がその股肱として源氏を引きつけ、以て自家の政權爭奪に利用した初めであり、また源氏が藤原氏に頼つてその勢力を扶殖する發程であつた。

安和元年から二年にかけ何となく京都の人心恟々たるものがあつた、左大臣高明反を謀るとの流言もその間に生じた、滿仲は武藏介藤原善時等と共に、右大臣師尹に密告し高明が天皇を廢して女婿爲平親王を立てんとする計畫あることを訴へ、且つその黨與の名をも擧げた、そして高明は俄に太宰權帥に貶せられた。滿仲等の密告が師尹の使喚に出でたことは大鏡の著者が既に觀破したところである。^{〔註三〕}

藤原氏はここに至つて他族排斥に全く成功した、安和の變以後この時代に於いて、藤原氏以外の人にして朝廷の要路に立つもの殆んど一人もなしといつてよいやうになつた、この後に起るものは藤原氏の内部に於ける兄弟叔姪の軋轢であり、一門の間に於ける政權爭

奪の混合戦である。」

「安和の變」が如何に人心に動搖を與へたかは、『蜻蛉日記』『榮華物語』等を読むでも察せられるところであるが、『日本紀略』には「禁中騷動殆如天慶之大亂」と敘してゐる。さればこそ天延三年七月朔の日蝕に際しては、特にこの時の流罪輩を召し返され、官符を給ふ迄に至つたのであらう。順の一生にとつてもこの事件は重大な出来事であつたと考へられる。それはこの變の中心になつた高明は、『和名抄』を順に撰せしめられた勤子内親王と共に醍醐天皇の御子にましく、その母は嵯峨天皇の皇子源定の孫



源周子(近江更衣)なのである。順は定の子なる至の孫に當るのである。即高明の祖父唱と順の祖父至とは兄弟なのである。高明とはかゝる姻戚關係にあり、年齢の上からいつても(順の方が三歳年上である)順は恐らく高明を非常なたよりにもしてゐたであらうし、又高明も彼の文藝作品のこよなき理解者でもあつたらしい。順の詩歌の中には屢々高明のもとでものした作品が散見する。例へば

(一) にしの四條の宮の源中納言のおまへにちひさき紅梅をうゑさせ給ひたりけるをはじめてはな咲きたるとし悦びてをのこともおのおの文字ひとつをさぐりてよむ歌の序さぐりてうもじをたまはれり〔作品七参照〕

(二) 西宮源大納言大鑿の所に立つべき四尺屏風調せらるゝれうの歌〔源順集〕

(三) 三月三日於西宮池亭同賦開花已匝樹應教〔作品一八参照〕

等である。特に(三)に於いては

戸部郎中順者本亞相之僕夫也、統綺拂露昔久執竹馬之鞭、鬢髮欲霜今猶陪花鳥之席
と述べて居り、幼時より唯ならぬ關係のありしことが知られるのである。

次にもう一つの事實を注意しなければならぬ。それは高明の全盛期とみられる康保頃に順も亦國守となつてゐることである。即高明の右大臣に任せられた康保三年(正月十七日)に順は下總權守に任せられて居り、翌年順は始めて和泉守に任せられたのであるが、高明も亦其の年十二月十三日に左大臣に轉じてゐるのである。そして一年おいて安和の變起り、高明は失脚するのであるが、順もその翌年任期

満ち、天祿二年より十年間散班に沈む身となつたのである。以上の事實から私は順の出世のかけには、勿論その文藝的才能も一般に認められてはゐたであらうが、高明の力も強く働いてゐたのではなからうかと推測するのである。『本朝文粹』には順が國守の闕に補せられんことを乞ふ文が三篇も輯載されてゐるが、何れも「安和の變」以後のものであり、其の間の事情を物語るものであらう。「安和の變」は彼が五十九歳の時の出來事であり、機會ある毎に藤原氏が他族を政權の外に驅逐し、何人かをその計畫の下に血祭にあげて來た最後の段階であつてみれば、源氏の出であり、且高明と深い關係にあつた彼にとつては、行く末は暗澹たるものを感じたであらう。しかしながら特に「安和の變」に對する彼の意志表示乃至それを豫想させる様な作品は私に見當らなかつた。唯「高鳳刺貴賤之同交歌」は「安和の變」に何らかのはたらきをなした人を諷したものであるかも知れないが、作成の年時も明記なく、それと推定す可き手がかりもないので、今何れとも斷することは出來ない。承平・天慶の亂として彼の二十年代に起つた事實であるから、萬事に感じやすい年頃であり、彼の如き性質であればそれだけ感動もしたであらうが、その頃はむしろひたむきに獎學院の庭に雪を積むでゐたからであらうか。

〔註一二〕 大鏡右大臣師輔の條

その故は式部卿の宮（爲平親王）御門にゐさせ給ひなば、西宮殿の御ぞうに世の中うつりて、源氏の御榮になりぬべければ、御をぢたちの魂ふかく非道に、御弟をばひきこし申させ奉らせ給へるぞかし。

〔註一三〕 大鏡左大臣藤原の條

この大臣(中略)小一條のおとどと聞え給ふめり(中略)西宮殿筑紫へくだり給ふ御かはりなり、その御事のみだれば、この小一條のおとどの、いひいで給へるとぞ世の人聞えし。

〔註一四〕 日本紀略天延三年八月廿七日の條に次の如き記載がある。

去安和二年三月廿五日流罪輩被召返給官符、依去月日蝕也。

高明のみは天祿三年四月廿日に上洛してゐる。日本紀略には次の如くある。

今日大宰權帥源朝臣高明自大宰府上洛著葛野別屋。

當時天體の異變や曆術に關する迷信は到底今日の我々の想像も及ばぬものである。それは日本紀略のこの時の日蝕の記述を以てすれば或る程度まで背けやう。

七月一日辛未日有蝕十五分之十一、或云皆既、卯辰刻皆虧、如墨色無光、群鳥飛亂、衆星盡見、詔書大赦天下、大辟以下常赦所不免者咸赦除、依日蝕之變也、十二日壬午、仁王會依日蝕并度々天變也、十二日癸未、宣下、相撲節可停止者、依天變也、十七日丙戌、奉遣山陵使、八月一日庚子、於七太寺有讀經、依去月日蝕也、九日戌申、奉幣十三社依去月日蝕也、

又貞元元年六月十八日の大地震の記載によれば

廿三日戌午、辰刻、日有蝕之、今日地震十度

廿五日庚申、申刻、日有蝕云々、又有童謠

とある。廿三日廿五日に日蝕の起ることは有り得ぬ。この程度の天文學的智識であるから古記録は充分に注意せねばならぬ。しかし如何に日蝕の如きが重大な意義を有つてゐるかは理解出来やう。又逆にそれ程に朔且冬至の如きも祝はれたのである。

國文學者は往々かゝる風習を看過することが多い。例へば古今集開卷第一の「年のうちに春は來にけり云々」の歌を古今集中第一の愚劣な和歌也ときめつけてゐるむきもあるが、かゝることは當時にあつては重大な問題であつて、歌に詠ずる價值は充

分認められねばならないのである。『中務集』にも「年のうちに春立ち雪ちふる梅さきたり」といふ詞書の下に「一首取敷はれてゐる。

又『蜻蛉日記』天延二年十二月の中にも次の如き記事がある。

舊年に節分するを、此方に、など言はせて、

いとせめて思ふ心を年の内に春來ることも知らせてしがな

七むすび

源順は以上縷述し來たりし如く、『和名類聚抄』の編纂・『萬葉集』の修撰・『後撰和歌集』の撰集等にたづさはり、又天徳三年の詩合、同四年の歌合等當代第一の文事に第一流の文人として輝しき存在を世に示したのであつた。そしてその後も一生を通じて顯門名家の宴席に侍し、文字通りの文人的生活をなして世を送つたのであつた。されば日本文學史上に彼の占むる位置は極めて重要なものである。又國守として偶然ではあらうが政治的手腕を振ひしことも彼の文より考へられる（作品二八参照）。それに反して彼は「官位の上より云へば生涯失意の人であつた」^{〔註一五〕}。今此處にそれ等を綜合して源順なる人間を究めてこの小稿を終ることとしたい。

彼が五十一歳の時詠せし長歌は「勘解由の判官の勞六年いにしへになすらふるにかくしつめる人なしつかれたる馬のかたをつくりてつかさの長官朝成に給ふにくはへたる」^{〔註一六〕}ものである〔作品一五参照〕。この年

七月十一日に女子を、八月六日に男兒を失つた。その時沙彌滿誓の歌にならつて歌十首を詠じてゐる〔作品一三参照〕。詞書に「無常のおもひことにふれておこる」とある。官位の容易に進まざる時、更に子供を失つたことが無常のおもひを強くおこさせたのであらう。この十首の歌より受ける感は、言葉は流石に洗練されてはゐるものゝ、内容はありふれた無常觀に過ぎない。そして彼が廿九歳にてもものせる「嘆吟序」に比してその間に思想的な進歩はみとめることが出来ない〔作品二参照〕。

かくてその翌年の正月には東宮の藏人に補せられ、その月のうちに民部少丞に任せられたのである。その時の喜びは彼が右近の命婦につかはした歌によつて知ることが出来る〔作品一六参照〕。其の後民部大丞・下總權守を経て、和泉守に任せられ、任中「大功」をたてし頃までが〔作品二八参照〕、とにかく彼にとつては「行末をたのむおり」であつたのであらう〔作品二二参照〕。

彼は「安和の變」のありし翌年恐らく任期満つると、もに、和泉守を辭めたのであらうが、その後七十歳〔史料編一二九頁参照〕にして再び能登守に任せらるゝまで散班に沈む身となつたのである。その間に彼が國守の闕に補せられんことを請ふ奏上文が『本朝文粹』に三篇輯載されてゐる。殊に「申伊賀伊勢守狀」〔作品三八〕は彼の七十歳の時のものであるが、泣いて哀憐を乞ふてゐる。如何に彼が社會的地位を望むて居たか察す可きであらう。

六十一・二歳の頃彼は健康的にも恵まれなかつたらしい。「只以病後匍匐」〔作品二一〕といひ、「あじの

げにのみわつらひて」(作品二二)といふ、又この頃の作と思はれる「夜行舍人鳥養有三歌」には
我臣三代志未據昔自天曆至康保再直祕閣撰御書抄寫年積眼早暗桑榆景傾病彌、忙兩脚枯細踞床行雙
鬢變哀臨鏡霜大都一年三四度无年不纏於霧露霧露晴少適晴日脚不輕便常蹇步〔作品二三參照〕
とある。

要するに彼が文藝の分野でみとめられ、ば認められる程、官位の共に高きを望むたのであらうし、又
足を病めば豊貴ならざることがます、苦にもなつたのであらう。

康保三年彼の年齢五十六歳なりし時の作に「夏日陪右親衛源將軍初讀論語各分一字」なる序一篇があ
る(作品一九)。文中に「俗人未必賢智以爲論語者初學之書也、不足於晚學不知其先聖微言圓通如明珠之義
矣」といひ、又「學抽鱗角遂味文章於魯二十篇所謂汎愛衆而親仁行有餘力則以學文蓋將軍之謂乎」とあ
る。この文は當時一般人の論語に對する解釋の程度を知り得るものである。順はそれにはあきたらな
かつた様にこの文から想像はされる。

又順の文中には明かに論語の辭句を豫想せるものと思はれるものも散見する。例へば「松彰君子之德」
〔註一七參照〕といひ、「喻富貴於浮雲」〔註一七參照〕といひ、「草青春不乘肥馬雪白冬難擁善裘」〔譬猶狐貉之
袖端〕〔註一七參照〕といふが如きである。又

但有好學無益者前泉州刺史順也一生貧而樂道徒繼原憲之前蹤九年沈於散班空添穉舍之左鬢對曉鏡以

有恥腐秋毫以無詞云爾(作品三四)

といふが如きである。^{〔註一七〕}しかしながら彼の志した學は世俗的な益を豫想したものであり、彼の樂むだ道は貧なることを、官位の低きことを文藝的に表現することであつたとも評し去られやう。屢々引用せる「申伊賀伊勢守狀」には

家富則不可愁就農桑而可養餘命年少亦不可歎忍飢寒可期後榮至千年老家貧愁深歎切愚不知宿世之罪報

と奏してゐる。彼が如何に孔子の排斥する對立觀念に固執してゐたかは、この文が明白に示してゐる。されば事實上彼にとつては論語も美辭麗句の典故に他ならなかつたのである。

又彼の文中には佛典に據つたと思はれる字句も散見する。^{〔註一八〕}空也上人が京都に念佛宗を唱へ出したのは、天慶元年彼の齡二十八の時であつた。往生要集の著者源信は天慶五年に生れたといはれ、覺運は天曆七年京都に生れたのである。又彼の兄弟の中には台嶺に登りしものもあつたのであるから、時代の人として直接間接當時の佛教の影響を受けたとは考へられるが、彼の佛教の理解の程度も亦論語に於けると同じ程度のものでしかなかつたと思はれる。

綿津海のうきたる島をおふよりも動きなき世をいたゞげや龜

は彼の六十九歳の時の詠であり、

さだめなき人の心にくらぶればたゞうきしまはなのみなりけり

は彼の卒年の詠の一であり、辭世の歌ともいはる可きものであるが、あまり深き心境をあらはしてゐるとも思はれない（作品四二参照）。

扱以上を通じて人間順を考ふるに、世の中が自分の思ふ通りになつて行く間はけろりとして人間徹底の問題に反省しやうとはして居らず、思ふやうにならなくなつた時初めて其の意味に於ける謂はゞ安價な無常觀が文中に姿を現はして來てゐる程度【註九】のものと考へざるを得ないのである。

扱此處に想起せらる可きは、『古今和歌集』の撰者の一人である紀友則である。友則の傳はあまり明確には傳へられてゐない様であるが、『三十六人歌仙傳』によると、

寛平九年正月十一日任土佐掾

同十年正月廿九日少内記

延喜四年正月廿五日任大内記

とあり、そして古今和歌集の完成をみずして卒したと思はれる【三〇】。後撰集には

紀友則またつかさたまはらさりける時ことについて侍て年はいくら許にかなりぬるといひ侍ければ四十餘になむなりぬると申
ければ

贈太政大臣（時平）

今までになとかは花のさかすしてよそとせまてに年きりのする

返し

ともりの

はるくのかすはまとはすありなから花さかぬきをなにうへけん

といふ歌が收められてゐる。この歌によると少くとも四十歳の時は無官であつたことがわかるから、寛平九年（任土佐家の年）を四十一歳と假定すると天安元年に生れたことになる。

一方天安元年は藤原良房が太政大臣に任せられた年であり、次第に藤原氏一門で政治的中心たる基礎を築きつゝある時代であつた。特に「應天門の變」「阿衡一件」等はその最もよき機會であり、かゝる機會をつかんで他族を排斥して次第に勢力を得、遂に延喜元年には管原道真を貶れることによつてその第一階程は成功したのであつた。かゝる歴史的背景に友則はおかれてゐたのである。この點に於いては紀家の出である友則と源順とは、時代の前後はあれ相似た位置におかれてゐるのである。しかるに友則の歌と順の歌（特に前述の長歌「作品一五」や右近の命婦につかはせし歌「作品一六」）とを比較してみると、同じ題材をとりあつかつて居りながら、其の間の心境の差の餘りにも大なるを感ぜざるを得ない。しかも友則のこの歌は、順等が後撰集の中へ收めたものなのである。富永半次郎氏は友則の

ひさかたの光のどけき春の日にしづ心なく花の散るらん

の歌に關し

私だけの考へですが、叡山の佛教専門家以上に此の歌の友則は無常觀に徹しておのづから成功したやうです。専門家の坊さん達の方は、さすがに理論は専門家らしいことをいつてゐますが、人間として眞の徹底といふ點に於いては友則の此の歌までのことを云つたものではありません。僧正遍照にもこれほどのことを歌つたものは見えません。友則はわづか數十首の歌をのこしてゐるだけで、官位もその晩年四十過ぎてやつと大内記といふ低い官になれたやうな不遇な人ですが、一個の人間といふ點では此の歌の友則は徹底してゐるやうです。歌のことばもさまざま勿論ですが、その心に於いてこの友則の歌は特にすぐれてゐると思ひます。この歌を二三度誦して味つてみると友則といふ人が歌の表題からゐなくなつてしまひます。だん／＼歌の奥の方に入つてしまひます。歌の表の理窟が友則の心境ではありません。歌の表に云つてゐる事象を人世に徹した所から眺めてゐる一箇の人間が友則です。これに比べると歌の神様のやうにはれる紀貫之の歌は、氣のきいた貫之といふ人間がいつも歌の表面に居て、嬉しいとか悲しいとか云つてゐるだけです。同じく萬の言の葉といつても其のたねに格段の差があつてだん／＼此の久方の歌のやうな無常觀に徹したところのものも出来たわけです。が此の事は當時に於いても其の後も注意されてゐないのです。

と述べて居られる。誠に敬服すべき批評である。古來この歌ほど有名なものも多くはあるまいが、これ程に徹した批評も未だ寡聞にして聞いたことがない。^{註三三}かゝる心境にあつてこそ年齢不惑に及んでも、無官でありながら花さかぬ木を何にうゑけむと言ひ放ちてゐられるのであらう。

この差こそ同じく卅一文字でありながら、友則と順の歌とでは其の間に大差が生ずる所以であり、唯一人でも友則程の人格が撰者に加はり居りしことは後撰集を古今集に比較する時生ずる色々の問題にも大きく重く考へられねばならないのではあるまいか。

〔註一五〕 古典全集本後撰和歌集解説

〔註一六〕 西本願寺本能宣集には次の如き詞書を有する長歌が一首ある。

源順つかさえたまはらてよをうらみて朝忠の中納言の許になか哥よみてたてまつりたりけるを聞侍て人々あはれかり哥よみなとしはへりしかは心ひとつに和し侍りてよみはへりし(作品一五の補)

世中をおもへはくるしわするれはえもわすられすたれもみな(以下略)

朝忠は朝成の誤。順の長歌「作品一五」に「應和元年勸解由の判官の勞六年いにしへになずらふるにかくしづめる人なしつかれたる馬のかたをつくりてつかさの長官朝成朝臣に給ふにくはへたるなが歌」の詞書あり。拾遺集にはこの長歌のかへしとして收められてゐる(五七二)。朝成は應和元年には「參議從四位上勸解由長官近江守」であり、權中納言に任ぜられたのは安和三年正月廿七日、中納言に轉ぜられたのは天祿二年十二月十五日であり、天延二年四月五日に薨じた。この能宣の詞書に中納言とあるのをみると恐らく集が編纂された時の書き加へであらう。新校群書類從本の能宣集は西本願寺本と比較すると完本ではないことが明かである。

〔註一七〕 證語の字句に據ると思はるゝものゝ例を擧ぐれば次の如し。(番號は斯文會本による)

(イ) 玄冬素雪之寒朝松影君子之徳(奉同源澄才子河原院賦)

歳寒然後知松柏之後凋也(子罕篇(二三二))

(ロ) 唯實貴於浮雲(同右)

不義而富且貴於我如浮雲(述而篇(一六二))

(ハ) 草青春不乘肥馬雪白冬難擁善裘(無尾牛歌)

赤之適齊也乘肥馬衣輕裘吾聞之也君子周急不繼富(雍也篇(一二三))

(ニ) 譬猶狐貉之袖端(沙門敬公集序)

衣欲緝袍與衣狐貉者立而不恥者其由也與〔子罕篇（二三一）〕

〔註一八〕 佛典特に法華經の字句に據ると思はるゝものゝ例を擧ぐれば次の如し（頁數は大正新修大藏經第九卷による）

（イ） 報恩雖說眞實之理〔請被停所帶爵令男右少辨佐時朝臣加一階狀〕

世尊法久後更當說眞實〔方便品〕（六頁上段）

（ロ） 古人所謂爲義作爲法作爲方便智作爲解脫性作不爲詩而作〔沙門敬公集序〕

無數方便引導衆生令離諸苦〔方便品〕（五頁下段）

佛說一解脫義我等亦得此法到於涅槃〔同右〕（六頁中段）

（ハ） 矧亦每及季節講演法華既知一眼之龜值查孔〔九月九日盡日於佛性院惜秋〕

佛難得值如優曇鉢羅華又如一眼之龜值浮木孔〔妙莊嚴王本事品〕（六〇頁上・中段）

何疑六牙之象現蓮前〔同右〕

我爾時乘六牙之白象王與大菩薩衆俱詣其所而自現身供養守護安慰其心亦爲供養法華經故〔普賢菩薩勸發品〕（六一頁上・中段）

（ニ） 總是音聲菩薩之化〔暮春於淨閑梨洞房同賦花光水上浮〕

是諸菩薩以妙音聲歌無量頌讚蒙諸佛〔分別功德品〕（四四頁中段）

（ホ） 寫佛智以利沙界〔三月盡日遊五覺院同賦紫藤花落鳥關々〕

諸佛智慧甚深無量〔方便品〕（五頁中段）

〔註一九〕 富永半次郎氏鎌倉時代の佛教日本念佛の發生期「一」第二十五號

〔註二〇〕 同右 原始的無常觀の展開「二」第二十號

〔註二一〕 古今和歌集卷十六哀傷歌の中に貫之の歌として

ともりのりかみまかりけるときによめる

あすしらぬわかみとおもへとくれぬまのけふは人こそかなしかりけれ
とあるから、古今和歌集の未完成のうちに世を逝つたものと考へられる。

〔註二一〕「かすはまとはす」を「かすはわすれす」と作る本があるが、これは論語爲政篇(二〇)の「四十而不惑」を豫想せるものと考へざれば解す可からざる和歌である。古本の校訂に際し往々數の多寡を以てのみ論ずる傾があるが、かかる場合は餘程注意をばらふ必要がある。

〔註二二〕 紀友則に對する諸家の批評を左に掲ぐる。

(イ) 國文學全史平安朝篇(藤岡作太郎氏著)

友則と忠岑とを見るに、友則は貫之に似、忠岑は躬恒に似たり。その歌の質においては、この二人もかの二人と輕重するに苦むといへども、その數の甚だ少きは、友則、忠岑が到底貫之、躬恒に及ぶ能はざる所以なり。友則は格調を重んじ、殊に流麗典雅の風を喜び、好んで「あるかな」、「けるかな」、「なりけり」などの助動詞を以て結ぶは、近世の香川景樹に似たりといふべし。

ひさかたのひかりのどけき春の日にしづ心なく花のちるらむ。

秋風は身をわけてしも吹かなくに、人の心のそらになるらむ。

など疑問の格にして疑問の助辭を略したるも、一に侘偏の調を避くるが爲にあらずや。

宵のまもはかなく見ゆる夏蟲に、まどひまさされる戀もするかな。

笹の葉におく霜よりも、ひとり寝るわか衣手ぞさえまさりける。

など、比較法を用ひ、悠々として迫らざるは、友則が得意の筆法なり。

(ロ) 日本文學全史(平安朝文學史下卷五十嵐力氏著四〇四頁)

紀友則の歌は貫之よりも智巧の癖が少く、大體躬恒等に似て、より穩かなものであつた。(以下和歌四首あり。略す。)

(ハ) 古今和歌集評釋上 (窪田空穂氏著) 二〇〇頁

「評」櫻の花の慌しく散るのを惜しむ心である。風などの外的の事情があつて散るのならば當然といへるが、今は「光のどけき春の日に」散つてゐるので、櫻が我が心から散るものとして、その關係で擬人して、「靜心なく散る」のを、解し難い事として疑つたのである。理智は働いてゐるが、耽美的氣分を土臺として、そこから働きかけてゐる理智なので、妥當性のあるものとなつてゐる。即ち理智でありながら、その臭味の少いものである。又、一首の中心は理智ではあるが、實際に即してのそれである爲に、實景が餘情となつて浮んで來て、その理智を消さうとしてゐる所がある。全體がおほらかな、美しい光景で、そこに一脈の理智を含んでゐるところ、まさに此の當時の新風である。

同書「古今和歌集概説」の條(二四頁)

紀友則は撰者の一人である。心は、春の光の長閑な中に、櫻の花の散るのを見て、愛でつゝ惜しむものである。誠に愛でつゝ惜しむ外は無い光景である。然るにその心は一に餘情として、長閑な光の中にある櫻花の、何故に靜心なく、急いで散るのであらうかと怪しんでゐるのである。言葉は婉曲であるが、心は批評的に見て理を求めてゐるものである。

遍照から紀友則に互つてゐる此の傾向は、古今和歌集中の何處にも見られる所のものである。

此の延長は、修辭の上にも現はれてゐる。和歌の上において理を表現しようとするれば、説明をするより外は無い。定型の短い和歌にあつては、描寫は不可能だからである。説明するには、對照法を用ゐる事が最も便利である。修辭上の對照法は、萬葉集にも或程度までは用ゐられてゐるのであるが、古今和歌集に至つて、著しく多くなつて來てゐる。特色とも云へるまでである。

(ニ) 古今和歌集評釋(金子元臣氏著) 一七〇頁

「大意」大空の日の光のゆつたりとした春の日であるのに、何故に花がこのやうに落付き心もなく、そはくとせわしく散るのであらうぞ。

源 順 論 (保坂)

(六三)

一一七

以上の何れを見ても友則の解釋に關する限り全く失脚してゐるものと認められやう。(ロ)の日本文學史は平安朝のみにても上下二巻に及ぶ大著であるがその中で友則に對しては上掲の如く僅に三十八字を費すのみである。然もこれが最近に於ける日本文學史としては最も大きなものである。(三)の如き言語道斷といはずばなるまい。

この間にあつて友則のこの歌に特に注意を喚起せられたのは藤田美廣氏である。氏は筆者の中學時代の英語の先生であつた。先生は五學年の英語の時間に英文學の概觀を教へられたのであつた。丁度講義が George Gissing の "The Private Papers of Henry Ryecroft" の中で Shakespeare の "The Tempest" を批評する一節に及んだ時、突然この和歌一首を掲げて絶賛せられた。そして文藝上の話を色々とされたのであつたが、その時の自分にはこれ程の意味を持つものであるとは理解出来なかつたが、貧しい理解のうちにもこの歌のうちに友則の人生觀がおりこんであるのだと思つた。その時以來この歌は百人一首の歌としてでなく、Gissing の文と共に深く、脳裡に刻まれてゐる。そしてこれは富永半次郎氏の教示と共に終生忘ること能はざるものである。

〔附記〕本稿に於いては諸先學の研究を掲げて一々之を批判する手続きを殆んどふまなかつた。それは紙面の都合もあり、又萬葉集に關する文献の如きは到底今の私にはあらゆる點に於いて左様することが不可能であるからであり、一つには本稿はその目的に於いて國文學的論文に終始する心積りでないからである。

源順關係年表

御歴代	年 號	順年齢	西 紀	
醍醐	延喜一一	一	九一一	源順生
	延長元	一三	九二三	
朱雀	延長八	二〇	九三〇	
	承平元			
				順の父死す(夏)

村上

三	二	天慶元	天曆元	五	七	八	九	一〇
二三	二五	二八	三七	四一	四三	四四	四五	四六
	九三五	九三八	九四七	九五一	九五三	九五四	九五五	九五六

此頃迄に和名抄成る

嘆吟序

萬葉集修撰(十月卅日)

補文章生(十月)

沙門敬公集序

任勘解由判官

此頃土佐日記成る

順の母死す(秋)

勳子内親王薨(十一月五日)是歲僧光勝(空也上人)京都に念佛宗を唱ふ
平將門・藤原純友叛す

是歲傳紀貫之六

殘菊宴を催さる(十月五日)

源高明大納言(九月廿五日)

朔旦冬至

源順論(保坂)

(六〇三)

一一九

冷 泉 圖 融

天德元	三	四九	九五九	九五七
應和元	四	五〇	九六〇	
應和元	二	五一	九六一	
應和元	三	五二	九六二	
康保元	三	五三	九六三	
康保元	二	五四	九六四	
安和元	四	五五	九六五	
安和元	三	五六	九六六	
安和元	二	五七	九六七	
安和元	一	五八	九六八	
天祿元	二	五九	九六九	
天祿元	一	六〇	九七〇	
天延元	三	六一	九七二	
天延元	二	六二	九七三	
天延元	一	六三	九七四	
貞元元	三	六四	九七五	
貞元元	二	六五	九七六	
貞元元	一	六六	九七八	
天元元	三	六八	九八〇	

清涼殿に於て詩合を行はせらる(八月十六日)
 清涼殿に於て歌合を行はせらる(三月卅日)
 冷泉院釣殿に文人を召し宴を催さる(三月五日)
 任民部少丞補東宮藏人(正月)
 任民部大丞

後撰集の撰集は此頃か?
 叙從五位下・任下總權守(正月)陪右親衛源
 將軍初讀論語序(夏)
 任和泉守

親子内親王和歌會(判者順)(八月廿八日)
 此の頃足を病む

申受領狀

申淡路守狀

申伊賀伊勢等守狀 此頃任能登守

菅原文時意見を上る

小野道風詩合の詠草を清書す

小野道風内藏權頭

順女子(七月十一日)・男子(八月六日)を失

源高明右大臣(正月十六日)小野道風卒七十

一歳(十二月十七日)藤原道長生

源高明左大臣(十二月十三日)

安和の變源高明を太宰權帥に貶す(三月廿五日)

源爲憲口遊成る(十二月廿七日)

源高明歸京す(四月廿日)空也上人寂(九月十一日)

朔旦冬至

日蝕(七月一日)

藤原道長從五位下十五歳

永觀元二	五	七二	九八二	是歲源順卒
	七三	九八三		
	九八四			
				源高明堯六十九歲（十二月十六日）
				藤原道長侍從（正月廿七日）
				源爲憲三寶繪圖成る（十一月）

附載一

萬葉集修撰 後撰和歌集撰 に関する文獻の抄出

萬葉集與書

〔寛元本奥書〕（卷第一）

〔史料一〕

（前略）抑萬葉集和字出來之後者漢字歌一首書了、又更書假名歌事、常習也、是者不知漢字男女等爲令見安歟然而令慕往昔之本故、一向以漢字書寫了、而後漢字之傍點付其和耳也又有多德故也、其德者、料紙減三分之一、書寫惟安、二者、和漢相並見合無煩、和漢別時者、短歌猶以勘合有煩、何況於長歌乎、三者、若和若漢、訛謬無隱、四者、和漢一所疾畢字聲、五者未付假名歌、有置和之所本、雖似有其理、徒然闕行、無用也、一向漢字之時者、有德無難也、依如此等道理、於漢字右付假名了、他本和有難歌之時、以墨又字左點之、其和之間、云言辭之道理、不

源 順 論（保坂）

符合之所者、字左以來愚點了、又於古點者、不及付符、於順朝臣之後人和字者、合點爲符、次於長歌以來著星、於旋頭歌上以墨著星、爲其符、共是偏將來稽古之人、爲令勘易之也

權律師仙覺生四十五

〔文永二年本奥書〕（卷第二十）

〔史料二〕

（前略）抑先本校合之根源、今本書寫之子細并假名色々事、第一卷奥先記之畢、愚老年來之間以數本令比較之處、異說且千也、其中於大段不同、有三種差別、一者卷目錄不同、二者歌詞高下不同、三者假名離合不同也、中三假名離合不同者、舊案事情天曆御宇、源順等奉勅初奉和之刻、定漢字之傍、付進假名歟、仍慕往昔之本故、先度愚本、於漢字之右、付假名畢、是則其德非一故也、其德者、一者料紙減三分之一、書寫惟安、二者和漢相並見合無煩、和漢別時者、短歌猶以校勘有煩、何況於長歌乎、三者若和若漢、訛謬無隱、四者和漢一所疾了字聲、五者未付假名歌、有置和之所本、雖似有其理、徒然闕行、無用也、一向漢字書之時、有德無難者歟、於是弘長二年春之比、以太宰大貳重

（源） 一一一

家藏自筆本、令校合之處、於漢字之右被付假名、被本第一卷與

書云、承安元年六月十五日、以平三品兼、本手自書寫了、件本

以二條院御本書寫本也、他本假名別書之、而起自教慮、被付假

名於眞名、珍重々々等云々、恩本假名、皆以符合、水月融即、

感應道交、歡悅餘身、似覺悟曉者歟、其後聞古老傳說云、天曆

御宇、源順奉勅宣、令付假名於漢字之傍畢然又法成寺入道殿下、

爲令獻上東門院、仰藤原家經朝臣、被書寫萬葉集之時、假名歌

初別令書之了、爾來普天移之云々、然而道眞手跡本、假名別書

之、古者之說有相違歟、後賢勘之、以前三箇不同等、令採用其

善所寫此本也、只事一身之耽翫、未顧多情之疑謗、自感數奇、

屢垂哀淚而已

文永二年歲次乙丑九月十三日

權律師仙覺訖之

〔以上萬葉集叢書『仙覺全集』本による〕

〔萬葉集抄〕十 萬葉集點和

天曆御宇、詔大中臣能宣、清原元輔、坂上望城、源順、紀時文、

於昭陽合梨壺加和點ヲ、此號古點

〔實錄公記〕

〔史料 四〕

文明十八年十月廿三日、抑政行送折帛云、萬葉作者、入道殿

下雜人哉、云々、予申云、更非萬葉之作者、萬葉古點之外、次

點ト云ハ順點其外人々課訓點讀出也

〔十訓抄〕中

第七可思慮處

〔史料 五〕

此御息所御心おきて賢くおはしける故に、彼帝の御とき、

梨壺の五人に仰せて、萬葉集をやはらせられしも、この御すす

めとそ順筆をとれりける

〔石山寺緣起〕

廣橋御息所

〔史料 六〕

康保の比、廣橋御息所の申させ給けるによりて、源順勅をうけ

たまはりて、萬葉集をやはらけて點し侍けるによみとかれぬ所

々おほくて、當寺にいのり申さんとてまいりにけり、左右とい

ふものよみをさとらすして、下向の道すからあむしもてゆく

程に、大津の浦にて、物おほせたる馬に行あひたりけるか、口

付のおきな左右の手にて、おほせたる物をおしなをすとて、を

のかとちまてよりといふ事をいひけるに、はしめて此心をさと

り侍りけるとそ

上

〔史料 七〕

〔萬葉集註釋〕一

白濱乃濱松之枝乃、手向草幾代左右二賀年乃經去良武

又古老物語云、村上天皇ノ御宇、天曆五年十月晦日、勅梨

壺五人、令和萬葉集歌而至今歌集四句我代左右二賀之句雜和之、

仍源順參籠石山、可和此歌才智可蒙示現之由、令祈請觀音、經

七か日夜、然而敢無示現然間起退心、欲歸京宅、其夜旅宿大津
邊、及曉天、隣家族人出立見之、旅客ノ主人トオホシキモノ、
付屬有一車夫、以片手抑之、主人云フ、マテヲモチ可仰云々、
於是得其意、イクヨマテニカトコレヲ和ス、サテ此集ノ中ニ、
マテトイフコトニハ、或ハ左右トカキ、或ハ二手トカケルハ、
ミナ此義也、

〔仙傳傳聞要覽狀〕

〔史料 八〕

○上 至天曆御宇、仰五人被加點和之時、被召出宇治寶藏御本、
兩本有校合治定御本出來之後、家々證本流布云々、

〔顯昭陳狀〕 春中 野遊

左顯昭〔史料 九〕

若菜つむ野邊をしみればたかとり翁もむへそたはれあひける

○中

陳云たかとり、竹とり、兩様に萬葉點したり、隨又堀川院百

首に師時卿歌にも、たかとりとよめり、

判曰、左歌竹取翁事、たか、たけは兩様に申成へし、然るに、

此翁にとりて、たかとりと云けりと云證據そ有へきを、萬葉に

はたゝ調に、昔有老翁、號曰竹取翁也○中といへり、○中但萬

葉集に兩様に點したる由、左方人申云々、彼集は源順か和せる

後、假名は付來る也、而彼順が點本于今難傳、たか、たけは、以

源 順 論 (保坂)

誰人點可爲指南哉○中

顯昭陳云、萬葉集竹取翁事、たか取、たけ取兩説也、萬葉に

も兩點侍り、○中但判調には、萬葉は順か和せる後假名を付

たれば、和歌計こそ和したれ、竹取は調也、兩説の點不可有

之由侍る、如何、順萬葉集の歌計を調して調をば不調とは、誰

人の定侍りけるそ、詩文書調にも、作者の名にも不審あれば

勸讀常事也、萬葉中已有様に、文筆尤可被點置也、所謂無常

悲歎等の詠四首并序、松浦の仙媛佐用嬪面、大伴熊凝、反悉

情梧桐日本琴歌等序九首、櫻兒櫻兒、車持娘子、竹取、浦島

子、荒雄、葛城王、石川女郎、贈大伴田主婦人、獻新田部親

王歌、并不知姓名の人々歌の傳は十六通續答之帖十三通、沈

病自哀文、教諭の文鎮懷石の記等三通、已上皆有點本、又順

たとひ調をよますとも、後人調に假名付ましと云儀やは侍へ

き、又順か自筆に點したる本を見たと申さばこそは、于今

難傳とも侍らめ、又順が自筆の本も世に侍らんもかたからず、

村上御時年紀不幾只見及はぬにこそ侍れ、大影は如此書集家

々重書等も、炎上の爲に空懸滅しぬる事こそ難しく侍れ、以

後自筆本不侍とも移點の本侍は調事也○中又故人の申されし

は、萬葉に順かよみ残したる歌の中に、少々匡房卿、教隆、

道因なども讀加へたるよし侍き、それも順かわろきにあらず、五千餘首の短歌長歌等を讀解ほとに、事繁にして自然に讀落せる也、後人必しも順にまさるへきにはあらねとも、かれかよみ置たる歌ともに才學付て、讀添たるにこそ待めれ、愚なる心にもさよと見ゆる事とも侍者なり

〔親房卿古今集序註〕

〔史料 一〇〕

延喜比をひは此萬葉集は打置て不學の物に成にけり、村上天皇の御時、源順と云人和漢讀者也、於文道は家を興す名儒なれば不能左右、歌道に取ても、名望異に他ければ、後撰の撰者として、梨壺の五人の隨一たり仍此萬葉集を讀ときて奉る、猶も智分の不及事をは、靈佛靈社に詣て祈申けるとそ、少々相殘て、後代の人のよみ出したることもあれとも、皆順が驥尾につきたる事とも也、是よりして萬葉集をは、人の見弄ける物といへども、依事繁大概計所宜なり、

〔萬葉物語〕

月宴

〔史料 一一〕

この殿、大かた歌をこのみ給ければ、いまのみかと、此かたにふかくおはしまして、おりくには、このおとよもろともによみかはさせ給ける、昔高野の女帝の御代、天平勝寶五年には、左大臣橘卿諸卿大夫等あつまりて、萬葉集をえらはせ給、醍醐

の先帝の御時は、古今集廿卷えりとよのへさせ給て、よにめてたくせさせ給ふ、たよいまよて廿餘年なり、いにしへの、いまの、ふるき、あたらしき歌、えりとよのへさせ給て、世にめてたうせさせ給、此御時には、其古今集にいらぬ歌を、むかしのも今のも、せんせさせ給て、後にせんすとて後撰集といふ名をつけさせ給て、又廿卷せむせさせ給へるそかし、それにも、この小野宮のおとよの御歌、おほくいらためり、たよし古今には貫之序、いとおかしうつくりてつかうまつれり、後撰集にもさやうにやとおほしめしけれと、かれはその時の貫之、このかたのしやうすにて、いにしへをひき、いまを思ひ、行すゑをかねて、おもしろくつくりたるに、いまはさやうのことにたへたる人なくて、くちおしくおほしめしけり、

〔後拾遺和歌集〕序

〔史料 一二〕

○上 いそのかみふりにたることは、古今、後撰、拾遺集にのせて、ひとつものこらす○中 むかしなしつほのいつのひとといひて、うたにたくみなるものあり、いはゆる大中臣能宣、清原元輔、源順、和時文、坂上望城等これなり、○中 むらかみのかしこき御よには、また古今和歌集にいらさるうたはた巻をえらひいて、後撰集となつて、○中 かのよつの集○萬葉集、古今集、後撰集、拾遺集、は、

ことはえぬものごとくして、こころうみよりもふかし略下

〔千載和歌集〕序

〔史料 一三〕

大和みこと歌は、千早ふる神代より始まりて、ならの葉の名に
負ふ宮に廣まれり、玉しき平の都にしては、延喜の聖の御代に
は、古今集を撰はれ、天曆の長き御時には、後撰集を集め給ひ

略下

〔後二條師通記〕

〔史料 一四〕

寛治七年五月廿七日癸卯略中 於梨壺召六人、後撰所部歌也、天
曆御時也、六人可注

〔袋草紙〕二 後選集和歌 千三百九十六首

〔史料 一五〕

天曆五年十月日、詔坂上望城、源順、紀時文、大中臣能宣、清
原元輔等、於昭陽舍令讀解萬葉集之次令撰之、讀梨壺 一 條攝政 五人也
爲藏人少將之時、爲此所之別當有奉 行文、于時有平兼盛而不入此中、
不審云々、此集未定ニテ止之云々、仍本無四度計、但證本ハ朱

雀院塗籠本、又青表紙云々是ハ範、 永本也

〔古來風體抄〕上

〔史料 一六〕

其後村上の御時、又みちちくおこさせ給けるに、歌のことをも、
ことにあがめおぼしめしけるにあはせて、かみに左右の大臣に
て、小野宮のおとと清慎公九條のおとと師輔をのこの此道にふ

源 順 論 (保坂)

かくいたれる人々なるうへに、しもに又大中臣のよしのふ清原

元輔、源のしたがつぶ。坂上の是則などいふものどもさへきこえ
けるをめして、梨壺にさぶらはせ給ひて、撰和歌所となづけ
て、一條攝政伊尹は、その時藏人少將にもをしけるを、その所
の別當とさだめおほせられて、かつは、萬葉集をも和し講ぜら
れ、さらぬふる歌どもをも、しるしたてまつらしめ給はるさて
なむ勅ありて、後撰集は撰したてまつらしめ給ける。撰者には、
猶、小野宮おととはなむうけたまはりける。萬葉集は、もとはひ
とへに、眞名がなといふ物にかきたるものにて、才智あるもの
はよみ、文學あしひしらぬ人、まして女などは、えよまぬ物にてぞあ
りけるを、この御時、なしつぼの五人かつはさだめあはせて、源
順むねと才智ある物にかく、和してなむつねのかなをばつけは
しめたりける。それよりのちなん、いまは女なども、見ること
にはなれるなるべし。古今集の後に後撰集のえらばるゝことは、
延喜五年より後、朱雀院の御時をこそはへだてたれば、わつか
に四十よ年などやほどへて侍けん。されば、時の大臣よりはじめ
て、大中納言よりしもさま、大納言にて、西宮のおとと高明公、
師氏の大納言、朝忠の中納言(教忠中納言)など、ことに歌よ
みおほかりけるうへに、古今集にいれる人々の、その後よめる

うたもおほく、女もいせ、中務、承香殿の大輔などいひても、
すべて歌よみおほかりけるゆへに、君も詩歌の道ふかくおはし
まして勅撰もかさねて有けるなるへし。(FO略) 岩波本『中世歌
論集』本による。

〔萬葉集雜事〕下

〔史料 一七〕

一數過百年事○中略

顯昭陳云、○中略 後撰集者、○中略 仍御事宣旨奉行文奥云、時天曆
五年、歲次辛亥英初換之月、朱草將盡之期也云々、奉勅之日
者、如此雖分明、奏覽之年者儘不見歟、古今同之歟、然者付奉
勅之日、載御宇九歲之文、依奏覽之年、注數過百年之詞歟更不
可相違、

一大同年中撰事

勝命難云、○中略 後撰者、村上帝在位二十一年之内、天曆五年有
勅、漸々撰之、○中略 定送數年撰之歟、顯昭陳云、古今、後拾遺、
詞花誠歷多年歟、其外後撰者、天曆五年、梨壺五人奉勅之由雖
注之、於奏覽之日者、儘未見歟

〔後撰集正義〕

〔史料 一八〕

或云、此集者、天曆五年十月、於梨壺和萬葉集歌之次、以藏人
少將伊弉朝臣爲和歌所之別當、謂能宣、元輔、順、時文、望城、

等撰之、和歌所之根元是也、又云、於此集稱家之證本、皆以有
謬說、先賢云、中書之時、度々難及内覽、猶以不叶獻慮歟、仍
其間不治定之本、流布于世間歟

又云、此集證本、(源有仁) 花園左大臣家本也、青表紙自引開端合書之由

いへり、證本之旨、表紙合書之云々、

〔愚秘抄〕下

〔史料 一九〕

さて勅撰奏覽のとき、料紙はさまざま也、古今は色々の色紙に
てかきたりとみえしなり、新古今は、烏子紙にてかきたりき、
羅の表紙に、松竹鶴龜ををしし物にして侍りき、愚者此事奉行
して、撰者は五人侍しかとも、勅定に依ていとなみて侍し、蒔
繪の箱の蓋に入て、奏覽して侍りき、後撰の例にて侍り、昭陽
殿にての例もあるにや、(FO上略)

附載二 後撰和歌集に入れる

萬葉集の歌の抄出

わかせこに見せむと思ひし梅の花それとも見えす雪のふれば

吾 勢子爾令見 常念 之梅 花其 十方无所見 雪乃零 有者

(一四二六)

かきくらし雪はふりつゝしかすかに我が家のそのに驚ぞなく

(春 上)

打霧 之雪者零 乍然 爲我二吾 宅乃苑 爾嗚裳

(一四四一)

君がため山田の澤にゑぐつむとぬれにし袖はいまもかわかず

(春 上)

爲君 山田之澤 惠具採 跡雪消之水爾 裳裾所沾

(一八三九)

旅寐してつま戀すらしほととぎす神なび山にさ夜更けてなく

(夏)

客爾爲而妻 戀爲良思霍公鳥 神名備山爾左夜深 而鳴

(一九三八)

わかやとの垣根に植ゑし撫子は花にさかなむよそへつつみむ

(夏)

源 順 論 (保坂)

吾 屋外爾蒔之罌麥 何時毛花爾咲 奈武名蘇經乍 見武

(一四四八)

天の川とほきわたりはなけれども君がふなでは年にこそまで

(秋)

天 河遠 度 者無 友 公之舟 出者年爾社 候

(二〇五五)

天の川せぜの白波たかけれどただわたり来ぬまつにくるしみ

(秋)

天 漢湍瀨爾白波雖高 直 渡 來沼待 者苦 三

(二〇八五)

秋の田のかりほの庵のとまをあらみ我が衣手は露にぬれつつ

(秋)

秋 田 刈 借廬手作吾居者 衣手寒 露置爾家留

(二一七四)

我もおもふ人も忘るなありそ海のうら吹く風のやむ時もなく

(雜)

吾毛念 人毛莫忘 多奈和丹 浦 吹 風之止 時 無有

(六〇六)

(六三) 一二七

孤悲死牟 後者何 爲牟生 日之爲社 妹乎欲見爲禮

(五六〇)

あしひきの山下とよみ行く水の時ぞともなく戀ひわたるかな

(六四五)

惡氷木之 山下動 逝 水之時友 無雲戀 度 鴨

(二七〇四)

逢ひ見では幾久さにもあらねども年月のごとおもほゆるかな

(七四四)

不相見者 幾久 毛 不有國 幾許吾者 戀乍裳荒鹿

(六六六)

思ふなと君はいへども逢ふ事をいつと知りてかわが戀ひざらむ

(七五六)

勿思跡 君者離言 相 時 何時跡知而 加吾 不戀有牟

(一四〇)

あしひきの山鳥の尾のしだり尾の長やし夜をひとりかもねむ

(七七八)

足 日本乃山鳥之尾乃四垂 尾乃長永 夜乎 一 鴨 將宿

(三八〇三)

玉川に晒す手づくりさらさら昔の人の戀しきやなぞ

(八六〇)

多麻河泊爾左良須氏豆久利佐良左良爾奈仁曾許能兒乃已許太可奈之伎

(三三七三)

ちりひぢの敷 にもあらぬわれ故 に思ひ わぶらむ妹 がか なしき

(八七三)

知里比治能可受爾母安良奴和禮由惠爾於毛比和夫良牟伊母我可奈思佐

(三三七七)

やほか行く濱の眞砂とわが戀といづれまされりおきつ鳥守

(八八九)

八百日往 濱之沙 毛吾 戀二豈 不益敷 奥 鳥守

(五九六)

たらちねの親のかふこのまゆごもりいぶせくもあるか妹に

(六五) 一二九

あはずて

(八九七)

垂 乳根之母我羨 置乃眉 隱 馬聲蜂音 石花蜘蛛荒 鹿異母

二不相 而

(二九九)

黒髪に白髪まじり生ふるまでかかる懸にはいまだあはざるに

(九六六)

黒髪ニ白髪交 至者 如是有懸庭 未 相 爾

(五六三)

わたし守はや舟かくせ一とせに二たび來ます君ならなくに

(二〇八五)

渡 守舟 早渡世 一年 爾二遍 往來 君爾有勿久爾

(二〇七七)

梓弓ひきみひかずみこずはこずこばこそなほぞよそにこそ見め

(二一九六)

梓弓引 見弛 見不來者不來來者來其乎奈何不來者來者其乎

(二六四〇)

ひさかたの雨のふる日をたゞひとり山邊にをればうもれたりけり

(一三五二)

久 堅 之雨之落 日乎直 獨 山邊爾居 者 有 來

(七六九)

こぞみてし秋の月夜は照せどもあひみし妹はいや遠さかる

(二二八七)

去年見而之秋 月夜 離度 相見之妹者益 年難

(二二四)

いも山の岩根における我をかもしらずて妹が待ちつつあらむ

(一三三)

鴨 山之磐根之卷有 吾乎鴨 不知 等妹之待 乍 將有

(二二二)

よのなかを何にたとへむ朝ぼらけとぎゆく舟の跡の白波

(一三三七)

世 間 乎何物爾將譬 且開 榜 去師船之跡無如

(三五一)

世 中 何 譬 朝末多木已幾行 船ノ跡ノ白浪

〔類聚院本「三寶繪詞」序〕

『三寶繪詞』は源順の弟子源爲憲が永観二年十一月冷泉天皇第二皇女尊子内親王の御爲に撰むで奉つた書である

この沙彌滿誓の歌は平安朝人の好みにもかなつたと覺しく拾遺集和漢朗詠集、金玉集、深窓秘抄等にも收められ、又三寶繪詞にも引用されてゐる。又源順集（作品一三参照）能宣集（西本願寺本）にはこれに和した歌がある。ここに参考の爲能宣集のものを引用する。

因に滿誓は萬葉集卷三に

造筑紫觀世音寺別當沙彌滿誓

とあり、續日本紀に

養老七年二月丁酉勅遣僧滿誓俗名從四位上
笠朝臣麻呂於筑紫令造觀世音寺

とあり、又

同五年五月戊午（十二日）右大辨從四位上笠朝臣麻呂講奉爲太上天皇出家入道勅許之

とある人である。

よのなかのつねなきをみて萬葉集のなかなる沙彌滿誓か歌をもとにしてしものくをくはへてしたかふ時文なとしてよみはへりし

よのなかをなにたとへむしたきえのこほりとちたるはるのいけみつ

世中をなにたとへんなつくさのやとるほたるのよひのともし火

源 順 論（保坂）

よのなかをなにたとへむさかにかのいともてぬけるしらつゆのたま

よのなかをなにたとへむぬまみつのあはのゆくへをたのむうきくさ

よのなかをなにたとへむさよふけてなかはいりぬるやまのはの月

世中をなにたとへむかせさむみくれゆくあきのうつせみのこゑ

世中をなにたとへむふくかせにとまりさためぬあまのつりふね

世中をなにたとへむかみなつきしくれつきぬるもみちはのいろ

世中をなにたとへむしもをいたみいろかはりぬるあさちふのよき

世中をなにたとへむわたのはらうちきらしふるなみのうへのゆき

世中をなにたとへむともし火をみつあつまるなつのよのむし

世中をなにたとへむくさのはのつゆにやとりてみゆるつきかけ

（六七）

一三一

尙西本願寺本能宣集には次の如き歌がある。萬葉集に關する記述がある點注意を要するものである。

それ卅一字の詠わつかに家風をあふけといへとも萬葉集のつ

たへすでに古賢におよひかたしこゝに男女會様のゆふへ芝蘭

をりてちきりをむすび遊人餞送のあか月盃酌をさしけてわか
れをしむそのほか月をみ花をもてあそむ候いたることに興

にのりこころさしをいふときにあはれといふことなししかる
をあるいはくちに詠してその草をとめすあるいはふてにお

ほせてこの心しるさすむなく數年をおくりてよりこのかた
圓融太上法皇の在位のすゑに勅ありて家集をめす今上山山聖

代また勅ありておなしき集をめすこのときにあたりてかさね
て乾葉の草ひろひてなましひに萬花のことはをあへて時勢

の飽精はるにうやまひてみたりかはしく僅の風をそしとい
ふに藏人所の男とも春花みにまかりいてたるひ雑色すゑひら

藏人になりて侍かりうたつかはすへしと申せば
はなのいろをみるにつけつゝもろともをりしむかしの人そこひ

しき

附 載 四

桂宮舊藏 萬葉集の抄出

あかこまのこゆるむまおりのしめゆひしいもがこゝろはうたかひ
もなし

赤駒之越馬擲乃絨結師妹情者疑毛奈思 (五三〇)

あつさゆみつめひくよとのほとにもきみかみゆきをさくはうれ
しも

梓弓爪引夜音之遠音爾毛君之御寺乎聞之好毛 (五三一)

うちひさすみやにゆくこをまかなしみとむれはくるしやれはすへ
なし

打日指宮爾行兒乎眞悲見留者苦聽云者爲便無 (五三二)

このよにはひとことしけしこむよにもあはむわかせこいまならず
とも

現世爾波人事繁來生爾毛將相吾背子今不有十
方 (五四一)

とことばにかよひしきみがつかひこすいまはあはしとたゆたひぬ
らし

常不止通之君我使不來今者不相跡絶多比奴良思 (五四二)

あまくものよそにみしよりわきもこにこゝろもみさへよりにしも

のを

天 雲 之外 從 見 吾 妹 兒 爾 心 毛 身 副 緣 西 思 尾

(五四七)

あめつちのかみもたすけよくさまくらたひゆくきみかいへにいた
るまで

天 地 之 神 毛 助 與 草 枕 羈 行 君 之 至 家 左 右

(五四九)

おほふねのおもひたのみしきみがいなはわれはこひむなたゝにあ
ふまで

大 船 之 念 憑 師 君 之 去 者 吾 者 將 戀 名 直 相 左 右

二 (五九〇)

こひしなむのちはなにせむいけるひのためこそいもをみまほし
みすれ

孤 悲 死 牟 時 者 何 爲 牟 生 日 之 爲 社 妹 乎 欲 見 爲 禮

(五六〇)

いとまなきひとのまゆねをいたつらにかゝしめつゝもあはぬいも
かも

無 暇 人 之 眉 根 乎 徒 令 搔 乍 不 相 妹 可 聞

(五六二)

くろかみにしらかましりておいたれとかかるこひにはいまたあは
なくに

黒 髪 二 白 髮 交 至 者 如 是 有 戀 庭 未 相 爾

(五六三)

からひとのころもそむといふむらさきのころにしみておもほゆ
るかも

辛 人 之 衣 染 云 紫 之 情 爾 染 而 所 念 鴨

(五六九)

ゆめにあふはくるしかりけりおとろきてかきさくれともてにもふ
れねは

夢 之 相 者 苦 有 家 里 覺 而 搔 探 友 手 二 毛 不 所 觸 者

(七四一)

ひとへのみいもかむすはむおびもなほみへにゆふへくわかみはな
りぬ

一 重 耳 妹 之 將 結 帶 乎 尙 三 重 可 結 吾 身 者 成

(七四二)

ゆふされはやとあげまけてわれまたむゆめにあひみにこむといふ
ひとを

暮 去 者 屋 戸 開 設 而 吾 將 待 夢 爾 相 見 二 將 來 云

比登乎

(七四四)

よのほとろいてつゝくらむあまたゝひなれはわかむねきりやくか

毛

(七五八)

こと

夜之穂籽呂出 都追來良久遍多數 成 者吾 胸 截 燒 如

(七五五)

とほくあれはわひてもあるをさとちかくありときゝつゝみぬかす

けり

(七七〇)

へなき

遠 有 者和備而毛有 乎里近 有 常聞 乍 不見之爲便奈紗

かたき

前年 之先 季 徒 至今年 戀 跡奈何毛妹 爾相 難

(七五六)

(七八三)

しらくものたなひくやまのたかゝにわかおもふいもをみむよし

もかも

本稿は本塾龜田獎學金による研究の一部である。